

さいたま市告示一覧

令和3年7月1日から
同月15日まで

【目次】

- 第1069号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1070号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1071号 犬登録・狂犬病予防注射済票交付事務手数料の収納事務の委託
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1072号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1073号 居宅サービス等を行う事業所又は施設の指定
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1074号 第1号事業者の指定
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1075号 居宅サービス等を行う事業所又は施設の廃止
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1076号 保存緑地の指定
【都市局都市計画部みどり推進課】
- 第1077号 さいたま市民憲章の制定
【都市戦略本部都市経営戦略部】
- 第1078号 開発行為に関する工事の完了
【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1079号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所納税課】
- 第1080号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1081号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1082号 農用地利用集積計画を定めた件
【経済局農業政策部農業政策課】
- 第1083号 放置自転車等の撤去及び保管
【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】
- 第1084号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1085号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部契約課】
- 第1086号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

第1087号	市道の路線の認定	【建設局土木部土木総務課】
第1088号	市道の路線の廃止	【建設局土木部土木総務課】
第1089号	道路の区域の決定	【建設局土木部土木総務課】
第1090号	道路の区域の変更	【建設局土木部土木総務課】
第1091号	道路の供用の開始	【建設局土木部土木総務課】
第1092号	電線共同溝を整備すべき道路の指定	【建設局土木部土木総務課】
第1093号	市が実施する一般競争入札	【都市戦略本部都市経営戦略部】
第1094号	屋外広告物の保管	【都市局南部都市・公園管理事務所管理課】
第1095号	さいたま都市計画下水道の変更	【建設局下水道部下水道計画課】
第1096号	建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定	【建設局南部建設事務所建築指導課】
第1097号	入札の中止	【財政局契約管理部契約課】
第1098号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1099号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1100号	地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示の一部を改正する告示	【財政局税務部税制課】
第1101号	動物の収容	【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
第1102号	市の徴収金に関する書類の公示送達	【財政局北部市税事務所納税課】
第1103号	開発行為に関する工事の完了	【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
第1104号	補正予算の公表	【財政局財政部財政課】
第1105号	さいたま市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱の一部を改正する告示	【財政局税務部税制課】
第1106号	差押財産の公売及びその見積価格	【財政局北部市税事務所納税調査課】

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

- | | | |
|--------|-------------------------------|------------------------------|
| 第1107号 | 差押財産の公売及びその見積価格 | 【財政局北部市税事務所納税調査課】 |
| 第1108号 | 市が実施する一般競争入札 | 【スポーツ文化局文化部文化振興課】 |
| 第1109号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1110号 | 屋外広告物の保管 | 【都市局北部都市・公園管理事務所管理課】 |
| 第1111号 | 動物の収容 | 【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】 |
| 第1112号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局南部市税事務所資産課税課】 |
| 第1113号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【財政局北部市税事務所資産課税課】 |
| 第1114号 | 市が実施する一般競争入札 | 【保健福祉局健康科学研究センター保健科学課】 |
| 第1115号 | 放置自転車等の撤去及び保管 | 【都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所】 |
| 第1116号 | 個人情報取扱事務に係る届出 | 【総務局総務部行政透明推進課】 |
| 第1117号 | 市が実施する一般競争入札 | 【財政局契約管理部契約課】 |
| 第1118号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】 |
| 第1119号 | 農業振興地域整備計画の変更 | 【経済局農業政策部農業環境整備課】 |
| 第1120号 | 市が実施する一般競争入札 | 【子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課】 |
| 第1121号 | 市が実施する一般競争入札 | 【都市局都市計画部都市計画課】 |
| 第1122号 | 市が実施する一般競争入札 | 【総務局危機管理部防災課】 |
| 第1123号 | 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定 | 【建設局北部建設事務所建築指導課】 |
| 第1124号 | 国民健康保険の被保険者証等の無効 | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】 |
| 第1125号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】 |
| 第1126号 | 市の徴収金に関する書類の公示送達 | 【保健福祉局福祉部国民健康保険課】 |
| 第1127号 | 開発行為に関する工事の完了 | 【都市局南部都市・公園管理事務所開発指導課】 |

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

- 第1128号 大規模小売店舗の変更の届出
【経済局商工観光部商業振興課】
- 第1129号 市が実施する一般競争入札
【保健福祉局福祉部国民健康保険課】
- 第1130号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局南部建設事務所建築指導課】
- 第1131号 市が実施する一般競争入札
【市長公室シティセールス推進課】
- 第1132号 認可地縁団体の告示事項変更の届出
【桜区役所区民生活部コミュニティ課】
- 第1133号 認可地縁団体の告示事項変更の届出
【桜区役所区民生活部コミュニティ課】
- 第1134号 建築基準法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定
【建設局北部建設事務所建築指導課】
- 第1135号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部調達課】
- 第1136号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部調達課】
- 第1137号 市が実施する一般競争入札
【財政局契約管理部調達課】
- 第1138号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【保健福祉局長寿応援部介護保険課】
- 第1139号 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の新規の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1140号 指定自立支援医療機関（育成・更生）の新規の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1141号 指定自立支援医療機関（育成・更生）の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1142号 指定自立支援医療機関（育成・更生）の更新の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1143号 入札の中止
【財政局契約管理部契約課】
- 第1144号 動物の収容
【保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター】
- 第1145号 市の徴収金に関する書類の公示送達
【財政局北部市税事務所納税課】
- 第1146号 開発行為に関する工事の完了
【都市局北部都市・公園管理事務所開発指導課】
- 第1147号 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認
【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】
- 第1148号 子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援施設等の確認の辞退
【子ども未来局幼児未来部幼児政策課】

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

- 第1149号 指定自立支援医療機関（精神通院）の新規の指定
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1150号 指定自立支援医療機関（精神通院）の変更の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1151号 指定自立支援医療機関（精神通院）の更新の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】
- 第1152号 身体障害者福祉法第15条に規定する医師の辞退の届出
【保健福祉局福祉部障害支援課】

さいたま市告示第1069号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区田島三丁目975番1、975番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
東京都新宿区西新宿一丁目26番2号
野村不動産株式会社 住宅事業本部 事業開発四部長 岩田 晋
- 3 許可番号
令和3年6月10日
第 変 - S 2 0 1 9 0 7 7 号
- 4 検査済証番号
令和3年6月30日
第 完 - S 2 0 1 9 0 7 7 号

さいたま市告示第1070号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ヤオコー西大宮店

所在地 さいたま市西区西大宮四丁目5番1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名称 株式会社ヤオコー

代表者氏名 代表取締役 川野 澄人

住所 埼玉県川越市新宿町1丁目10番地1

(3) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(7) 駐輪場の位置及び収容台数

(変更前)

位 置	収容台数
店舗東側 駐輪場①	23台
店舗東側 駐輪場②	24台
店舗東側 駐輪場③	116台
合 計	163台

(変更後)

位 置	収容台数
店舗東側 駐輪場①	23台
店舗東側 駐輪場②	22台
店舗東側 駐輪場③	57台
合 計	102台

(4) 変更する年月日

令和4年2月19日

(5) 変更する理由

駐輪場運用変更のため。

2 届出年月日

令和3年6月18日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年7月1日から令和3年11月1日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番1号

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年7月1日から令和3年11月1日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1966

さいたま市告示第1071号

さいたま市狂犬病予防法関係事務手数料条例（平成13年5月1日さいたま市条例第70号）第2条に規定する犬の登録手数料及び狂犬病予防注射済票交付手数料の収納事務の一部を次の者に委託したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第2項の規定に基づき告示する。

令和3年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 受託者

1	さいたま市見沼区島町 1-8-1 ジョイペットクリニック 院長 埜田 博實
---	---

2 委託期間

令和3年7月1日から令和4年3月31日まで

さいたま市告示第1072号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年7月6日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
6月 29日	猫	緑区大門	雑種	メス	黒	5～8歳	無	負傷動物
6月 30日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	茶トラ	0～7日 齢	無	
6月 30日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	茶トラ	0～7日 齢	無	
6月 30日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	サビ	0～7日 齢	無	
6月 30日	猫	見沼区堀崎町	雑種	不明	三毛	0～7日 齢	無	
6月 30日	犬	中央区大戸	柴犬	オス	茶	5～8歳	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1073号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文及び第53条第1項本文に規定する指定を次のとおり指定したので、同法第78条第1項第1号及び第115条の10第1項第1号の規定により告示する。

令和3年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) アクティブ訪問看護リハビリステーション西浦和

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区田島5丁目19番3号 FC28ビル1階
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 合同会社アクティブ計画
- エ 申請者住所 東京都豊島区西巣鴨4丁目6番1号 レゾン1階
- オ 代表者 代表社員 加藤 英樹
- カ 指定番号 1166591416
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(2) アクティブ訪問看護リハビリステーション西浦和

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市桜区田島5丁目19番3号 FC28ビル1階
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 合同会社アクティブ計画
- エ 申請者住所 東京都豊島区西巣鴨4丁目6番1号 レゾン1階
- オ 代表者 代表社員 加藤 英樹
- カ 指定番号 1166591416
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(3) 訪問看護ステーションあやめ七里

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字東門前293番地1 水村コーポ103号室
- イ 事業種別 訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ファーストナース
- エ 申請者住所 東京都港区新橋2丁目12番16号
- オ 代表者 代表取締役 橋本 真奈歩
- カ 指定番号 1166591424
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(4) 訪問看護ステーションあやめ七里

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市見沼区大字東門前293番地1 水村コーポ103号室
- イ 事業種別 介護予防訪問看護
- ウ 申請者 株式会社ファーストナース
- エ 申請者住所 東京都港区新橋2丁目12番16号
- オ 代表者 代表取締役 橋本 真奈歩
- カ 指定番号 1166591424
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(5) コンパスウォーク東大成

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区東大成町2丁目610番地5
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社アドバンスアス
- エ 申請者住所 埼玉県さいたま市岩槻区西町1丁目1番26号 1704号
- オ 代表者 代表取締役 上田 明日香
- カ 指定番号 1176519120
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(6) 日々トレはるとさいたま日進

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区日進町3丁目619番地1
- イ 事業種別 通所介護
- ウ 申請者 株式会社アロネット
- エ 申請者住所 東京都台東区下谷1丁目4番10号
- オ 代表者 代表取締役 鳴坂 淳
- カ 指定番号 1176519138
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(7) リアンレーヴ北浦和

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎4丁目12番1号
- イ 事業種別 特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 株式会社木下の介護
- エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー8階
- オ 代表者 代表取締役 佐久間 大介
- カ 指定番号 1176519146
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(8) リアンレーヴ北浦和

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市浦和区瀬ヶ崎4丁目12番1号
- イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護
- ウ 申請者 株式会社木下の介護
- エ 申請者住所 東京都新宿区西新宿6丁目5番1号 新宿アイランドタワー8階
- オ 代表者 代表取締役 佐久間 大介
- カ 指定番号 1176519146
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(9) ホームケア土屋 大宮

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市大宮区高鼻町1丁目49番地 明和マンション701号
- イ 事業種別 訪問介護
- ウ 申請者 株式会社土屋
- エ 申請者住所 岡山県井原市井原町192番地2 久安セントラルビル2階
- オ 代表者 代表取締役 大山 敏之
- カ 指定番号 1176519153

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

キ 指定年月日 令和3年7月1日

(10) さいたま北リハビリテーションセンター

ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区東大成町1丁目546番地1

イ 事業種別 通所介護

ウ 申請者 株式会社 医療福祉研究機構

エ 申請者住所 埼玉県東松山市松山1804番地342

オ 代表者 代表取締役 柿沼 篤

カ 指定番号 1176519161

キ 指定年月日 令和3年7月1日

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係

(2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1074号

介護保険法第115条の45の5第1項の規定に基づき、次のとおり第1号事業者の指定をしたため告示する。

令和3年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した施設・事業所

(1) 日々トレはるとさいたま日進

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区日進町3丁目619番地1
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社アロネット
- エ 申請者住所 東京都台東区下谷1丁目4番10号
- オ 代表者 代表取締役 鳴坂 淳
- カ 指定番号 1176519138
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(2) さいたま北リハビリテーションセンター

- ア 事業所住所 埼玉県さいたま市北区東大成町1丁目546番地1
- イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
- ウ 申請者 株式会社 医療福祉研究機構
- エ 申請者住所 埼玉県東松山市松山1804番地342
- オ 代表者 代表取締役 柿沼 篤
- カ 指定番号 1176519161
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(3) 学研ココファン東大宮ヘルパーセンター

- ア 事業所住所 埼玉県上尾市瓦葺1902番地1
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社学研ココファン
- エ 申請者住所 東京都品川区西五反田2丁目11番8号
- オ 代表者 代表取締役 森 猛
- カ 指定番号 1171601774
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

(4) けあビジョン東川口

- ア 事業所住所 埼玉県川口市戸塚東1丁目8番18号 宮本店舗101
- イ 事業種別 介護予防訪問介護サービス
- ウ 申請者 株式会社ビジュアルビジョン
- エ 申請者住所 埼玉県上尾市上町1丁目1番14号
- オ 代表者 代表取締役 井沢 隆
- カ 指定番号 1170205825
- キ 指定年月日 令和3年7月1日

2 連絡先

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

- （1）担当　さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- （2）電話　048（829）1265

さいたま市告示第1075号

介護保険法（平成9年法律第123号）第78条第1項第2号、第78条の11第1項第2号及び第85条第1項第2号の規定により告示する。

令和3年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 廃止した施設・事業所

(1) さいたまの南 居宅介護支援

ア 住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目42番6号 日東ビル4A号

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 株式会社わらび生活支援

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区南浦和2丁目42番6号 日東ビル4A号

オ 代表者 代表取締役 山口 進

カ 指定番号 1176516571

キ 廃止年月日 令和3年5月21日

(2) 養護老人ホーム尚和園

ア 住所 埼玉県さいたま市緑区原山3丁目15番31号

イ 事業種別 特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 社会福祉法人埼玉県共済会

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市緑区原山3丁目15番31号

オ 代表者 理事長 福島 正道

カ 指定番号 1176505723

キ 廃止年月日 令和3年6月30日

(3) 養護老人ホーム尚和園

ア 住所 埼玉県さいたま市緑区原山3丁目15番31号

イ 事業種別 介護予防特定施設入居者生活介護

ウ 申請者 社会福祉法人埼玉県共済会

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市緑区原山3丁目15番31号

オ 代表者 理事長 福島 正道

カ 指定番号 1176505723

キ 廃止年月日 令和3年6月30日

(4) まいまい本舗居宅介護支援事業所

ア 住所 埼玉県さいたま市南区曲本4丁目13番14号 浦和ホワイトハイツ306

イ 事業種別 居宅介護支援

ウ 申請者 まいまい在宅企画株式会社

エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区曲本5丁目8番18号

オ 代表者 代表取締役 小澤 洋子

カ 指定番号 1176508339

キ 廃止年月日 令和3年6月30日

(5) 佐知川ケアセンターそよ風

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

ア 住所 埼玉県さいたま市西区大字佐知川 1059 番地 1
イ 事業種別 居宅介護支援
ウ 申請者 株式会社ユニマツトリタイアメント・コミュニティ
エ 申請者住所 東京都港区北青山 2 丁目 7 番 13 号 プラセオ青山ビル
オ 代表者 代表取締役 中川 清彦
カ 指定番号 1176510731
キ 廃止年月日 令和 3 年 6 月 30 日

(6) デイサービス 奏 太田窪

ア 住所 埼玉県さいたま市緑区太田窪 1 丁目 2 番 11 号
イ 事業種別 地域密着型通所介護
ウ 申請者 株式会社 奏介護支援サービス
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区別所 1 丁目 11 番 2 号
オ 代表者 代表取締役 齋藤 紀夫
カ 指定番号 1176511994
キ 廃止年月日 令和 3 年 6 月 30 日

(7) デイサービス 奏 太田窪

ア 住所 埼玉県さいたま市緑区太田窪 1 丁目 2 番 11 号
イ 事業種別 介護予防通所介護サービス
ウ 申請者 株式会社 奏介護支援サービス
エ 申請者住所 埼玉県さいたま市南区別所 1 丁目 11 番 2 号
オ 代表者 代表取締役 齋藤 紀夫
カ 指定番号 1176511994
キ 廃止年月日 令和 3 年 6 月 30 日

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局長寿応援部介護保険課事業者係
- (2) 電話 048(829)1265

さいたま市告示第1076号

さいたま市みどりの条例（平成13年5月1日条例第248号）第6条の規定に基づき、保存緑地保全区域として次のとおり指定したので告示する。

令和3年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保存緑地

（1）指定期間

令和3年7月1日から令和8年6月30日まで

（2）指定番号、所在地、指定地積、区域面積

別添のとおり

（3）図面

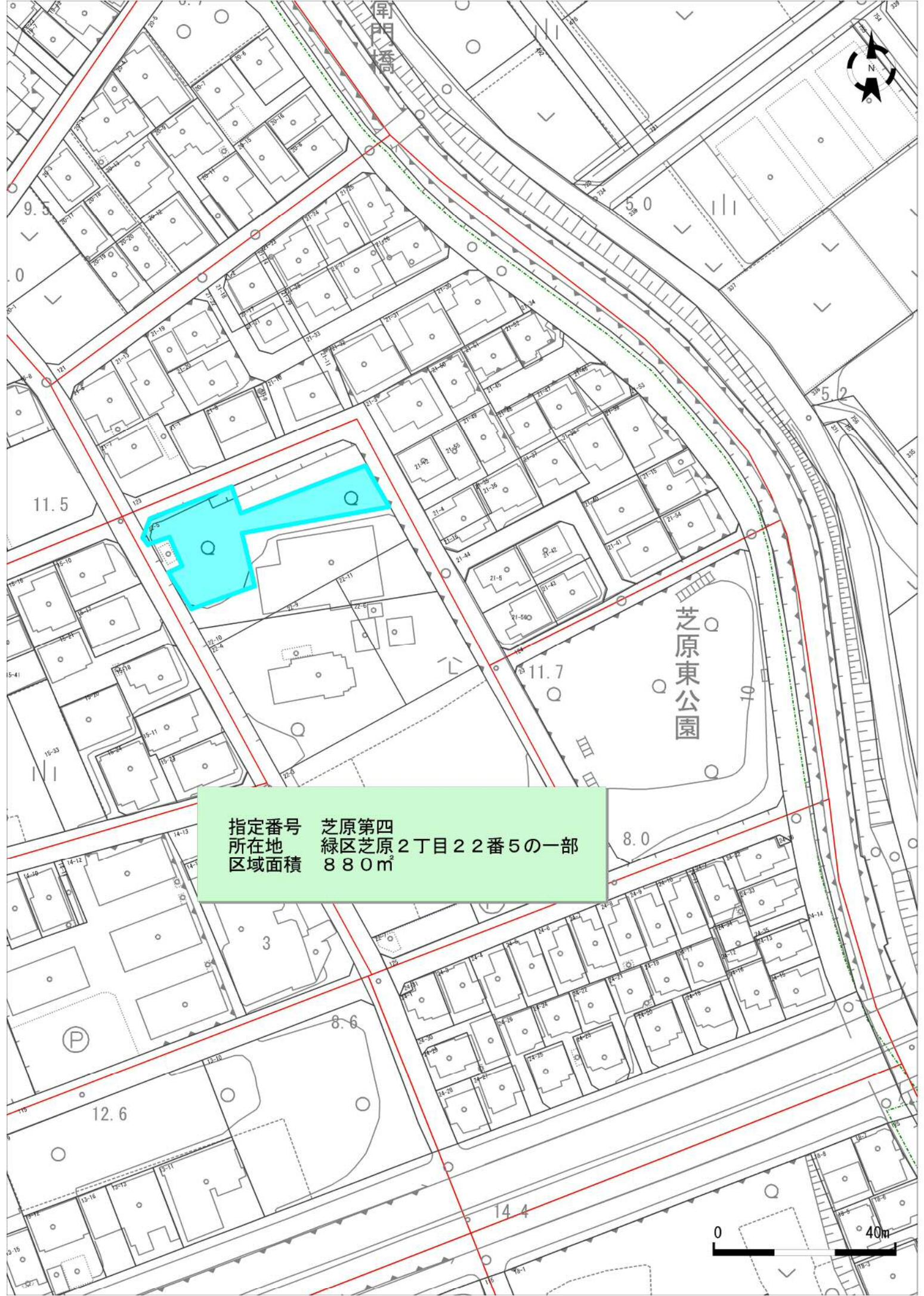
別添のとおり

さいたま市保存緑地指定（更新）地区一覧（令和3年7月1日）

	指定番号	所在地	指定地積 (㎡)	区域面積 (㎡)
①	817	北区大成町4丁目738番1	633.00	633.00
②	芝原第四	緑区芝原2丁目22番5の一部	880.00	880.00
③	氷川女體	緑区見沼5317番	3,971.00	11,281.00
	氷川女體	緑区宮本二丁目17番1	3,781.00	
	氷川女體	緑区宮本二丁目17番2	3,529.00	
④	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目351番	1,054.00	18,772.29
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目353番3	522.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目356番	280.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目376番2	52.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目376番9	9.73	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目378番2	53.62	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目378番4	38.94	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目387番	856.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目414番1	448.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目415番1	830.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目415番2	45.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目417番	419.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目418番1	568.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目418番2	29.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目419番	284.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目422番	5,290.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目425番	753.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目495番	1,190.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目377番2	208.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目410番2	85.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目411番2	49.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目416番2	241.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目421番1	992.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目421番2	198.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目421番3	515.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目423番1	267.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目423番2	301.00	
	久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目424番3	991.00	
久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目424番4	991.00		
久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目424番6	274.00		
久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目349番1	542.00		
久伊豆神社	岩槻区宮町二丁目349番2	396.00		
	総計		31,566.29	31,566.29



指定番号 817
所在地 北区大成町4丁目738番1
区域面積 633㎡



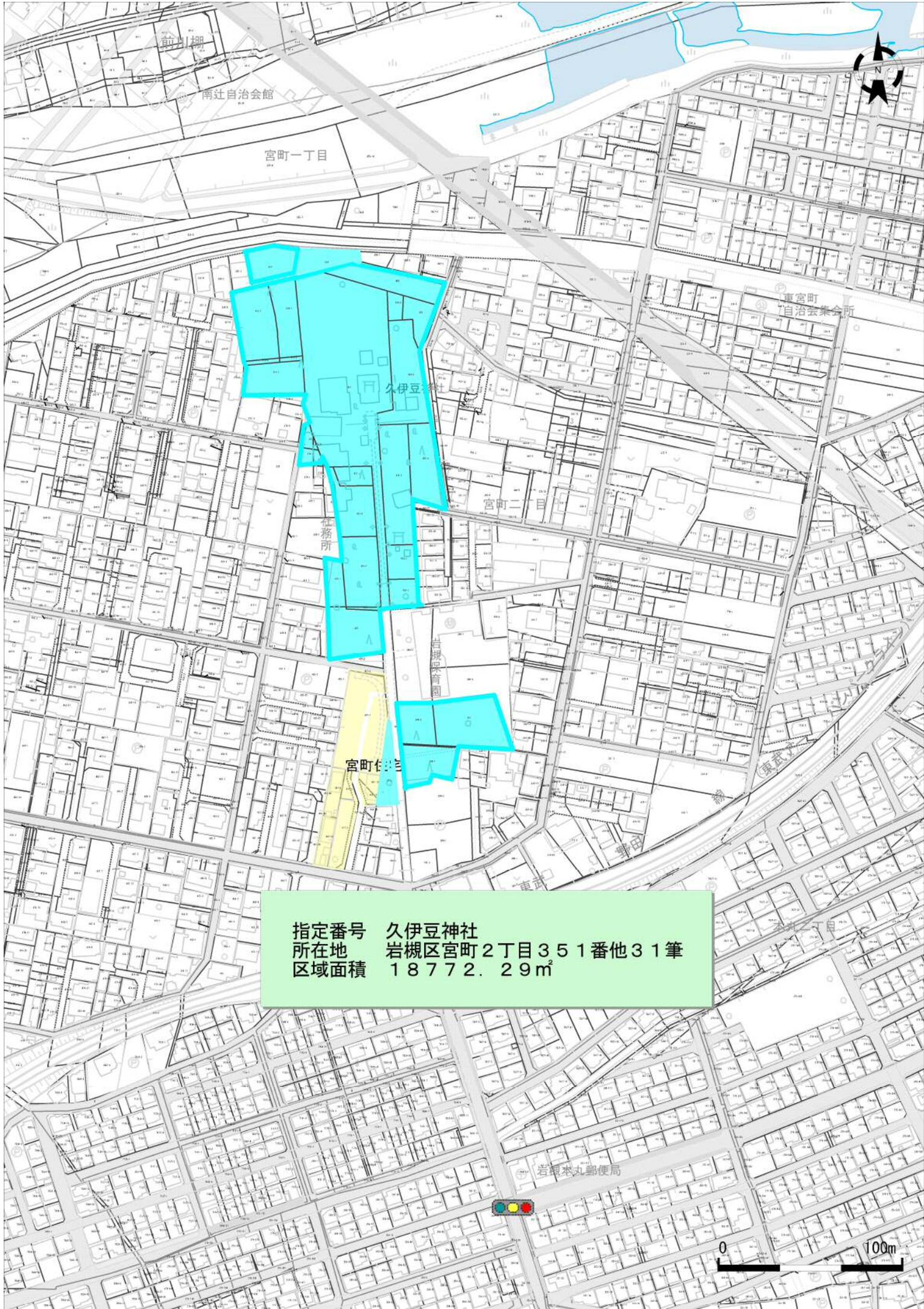
指定番号 芝原第四
所在地 緑区芝原2丁目22番5の一部
区域面積 880㎡

0 40m



指定番号	氷川女體
所在地	緑区宮本2丁目5317番他2筆
区域面積	11,281㎡

0 70m



指定番号 久伊豆神社
所在地 岩槻区宮町2丁目351番他31筆
区域面積 18772.29㎡

さいたま市告示第1077号

さいたま市民憲章を次のとおり制定したので、告示する。

令和3年7月1日

さいたま市長 清水 勇 人

・さいたま市民憲章

さいたま市民憲章

おおらかな荒川の流れと、見沼たんぼが豊かに広がる武蔵野のみどりにいだかれたさいたま市は、街道や鉄道のかなめとしてにぎわい、歴史をかさねてきました。先人たちはここに集い、学び、祈り、美しさと深い味わいをたたえた独自の文化を育て、教育やスポーツのさかんな風土を培ってきました。このまちを誇りとし、ともに時をかさねる私たちさいたま市民は、だれもが自分らしく生きてゆける社会を築きたいと願い、このまちを未来につなぐ確かな道しるべとして、ここにさいたま市民憲章を刻みます。

私たちは、

まちの歴史や伝統を受け継ぎ豊かにはぐくんで、明日の世代に伝えます。
小さいのちの大きな未来を信じて、子どもをみんなで支えてゆきます。
みずから学び言葉をみがき、新たな挑戦を志し、自分を耕しつづけます。
深く思いやり、広く理解し手を取りあって、ちがいを力にしてゆきます。
空も水も、草木も花も里山も、ともにある美しい都市を創ってゆきます。

さいたま市告示第1078号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年7月2日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
さいたま市桜区西堀三丁目750番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
（省略）
- 3 許可番号
令和2年4月21日
第 開 - S 2 0 2 0 0 0 1 号
- 4 検査済証番号
令和3年7月1日
第 完 - S 2 0 2 0 0 0 1 号

さいたま市告示第1079号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年7月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

(1) 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

(1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。

(2) 公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局北部市税事務所納税課

(2) 電話 048（646）3049

さいたま市告示第1080号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年7月6日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年7月2日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
7月 1日	猫	岩槻区東町	雑種	めす	三毛	2～3 か月	無	

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1081号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年7月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字植田谷本字前通462番1、462番18、462番19

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

さいたま市北区宮原町一丁目463番地3

株式会社 サンシティホーム 代表取締役 小森谷 一男

3 許可番号

令和3年4月16日

第開-N2020145号

4 検査済証番号

令和3年7月1日

第完-N2020145号

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1082号

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により、農用地利用集積計画を定めたので、同法第19条の規定により別紙のとおり（別紙省略）公告します。

令和3年7月2日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1083号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月2日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 6月25日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 62台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/06/21	武蔵浦和駅	岩手県警01-136927	A14AB94501		
2021/06/21	武蔵浦和駅	埼玉県警21-211178035	A20AL88785		
2021/06/21	武蔵浦和駅	埼玉県警14-4416351	S0E227048		
2021/06/21	西浦和駅	埼玉県警20-202328393	F91226579		
2021/06/22	東浦和駅	埼玉県警19-194512384	S9J63458		
2021/06/24	東浦和駅	埼玉県警20-201507103	STSKY00633		
2021/06/24	東浦和駅	埼玉県警19-193745954	OS9101354		
2021/06/24	東浦和駅	不明	SNTLO4435		
2021/06/24	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8416580	SSG371736		
2021/06/24	武蔵浦和駅	不明	LZ12070091		
2021/06/25	南浦和駅西口	本所C-70416	FJA2G05027		
2021/06/25	南浦和駅西口	埼玉県警20-200199669	STK033114		
2021/06/25	武蔵浦和駅	埼玉県警18-8165526	SSA069194		
2021/06/25	武蔵浦和駅	埼玉県警15-5198729	F140614683		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/06/21	大宮駅東口	埼玉県警20-201705037	C7ED1302		
2021/06/21	大宮駅東口	埼玉県警21-211873221	F21173348		
2021/06/21	大宮駅西口	埼玉県警20-204553874	F20911707		
2021/06/22	大宮駅東口	埼玉県警18-8532017	F80905751		
2021/06/22	大宮駅東口	埼玉県警19-194020775	V190113935		
2021/06/22	大宮駅西口	埼玉県警15-5464103	A15AG87560		
2021/06/22	指扇駅	神奈川県警52-0475841	STK041433		
2021/06/24	大宮駅東口	埼玉県警21-212244830	F20V03152		
2021/06/24	大宮駅西口	埼玉県警15-5257322	A15AB10665		
2021/06/24	大宮駅西口	埼玉県警17-7558270	A17AH02769		
2021/06/24	大宮駅西口	埼玉県警13-3501461	ND3H10312		
2021/06/24	宮原駅東口	埼玉県警18-8007273	T17DF630		
2021/06/25	大宮駅東口	埼玉県警19-192381703	GG9C05721		
2021/06/25	大宮駅東口	不明	A13AF21984		
2021/06/25	大宮駅西口	埼玉県警13-3113226	TB2WF768		
2021/06/25	大宮駅西口	埼玉県警21-211647086	K5FK34093		
2021/06/25	大宮駅西口	埼玉県警21-211192070	F20J07709		
2021/06/25	大宮駅西口	不明	PH0NH09308		
2021/06/25	宮原駅西口	埼玉県警18-8285147	S7I100528		
2021/06/25	東大宮駅東口	埼玉県警17-7557592	F171092014		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/06/21	浦和駅東口	埼玉県警16-6321276	S4601244		
2021/06/21	浦和駅西口	埼玉県警19-193137083	STA357340		
2021/06/21	浦和駅西口	埼玉県警19-192469619	A18AL55763		
2021/06/21	北浦和駅東口	埼玉県警19-190206394	H8J10924		
2021/06/21	与野駅東口	新宿D-23144	不明		
2021/06/21	南与野駅	埼玉県警11-1235502	AS110104317		
2021/06/22	浦和駅東口	不明	V210202477		
2021/06/22	浦和駅西口	不明	SFT11H6016		
2021/06/22	与野駅東口	埼玉県警20-202667627	A19AL50640		
2021/06/22	与野駅東口	埼玉県警20-203219636	STTDF16640		
2021/06/22	北与野駅	不明	不明		
2021/06/22	南与野駅	埼玉県警20-201547865	H9J01061		
2021/06/24	浦和駅西口	埼玉県警21-212771180	K3GR07886		
2021/06/24	浦和駅西口	埼玉県警17-7151509	AM6N170675		
2021/06/24	与野駅東口	不明	IS499706		
2021/06/24	与野本町駅	埼玉県警16-6147382	SPH055177		
2021/06/24	南与野駅	埼玉県警12-2399546	F111219837		
2021/06/25	浦和駅西口	埼玉県警19-190995526	G8G01950		
2021/06/25	北浦和駅東口	淀川39485	G34G15438		
2021/06/25	北浦和駅東口	向島C-26159	U01070129		
2021/06/25	北浦和駅西口	埼玉県警20-205117989	GG0F30903		
2021/06/25	北浦和駅西口	埼玉県警15-5011767	T15AF258		
2021/06/25	北浦和駅西口	不明	SV7100338		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/06/24	岩槻駅	埼玉県警16-6039298	SNF103389		
2021/06/24	岩槻駅	埼玉県警15-5172907	S4K22774		
2021/06/24	岩槻駅	埼玉県警12-2484033	SLL061962		
2021/06/24	東岩槻駅	埼玉県警20-200372190	STK315625		
2021/06/25	岩槻駅	埼玉県警21-210553169	SUL034110		

合計: 62台

さいたま市告示第1084号

さいたま市の発注する「鴨川第28処理分区外下水道工事（南再-R3-301）」ほか8件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年7月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。

カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。

ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。

ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。
- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4484-11							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	鴨川第28処理分区外下水道工事（南再-R3-301）							
工事場所	さいたま市中央区本町西5丁目地内外							
履行期間	契約確定の日から令和4年3月18日まで							
概要	改築工 管きよ更生工（φ250～450）1086.7m 耐震継手設置工（φ250～450）72箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	119,339,000円							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年7月13日（火）午前9時から 令和3年7月15日（木）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年7月16日（金）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日（火）午前10時50分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)又は(2)の要件を満たし、かつ、(3)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、下水管（函）渠更生工事を元請として完成させた実績があること（共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。 (2) 本公告日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していること。 (3) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	施工実績等に規定する(2)の場合については、協会等に加入していることを証明する書類の写し、及び建設技術審査証明書の写し						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から						
	質問受付期間	令和3年7月 5日（月）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年7月15日（木）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。							
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道再整備課 電話 048-840-6255							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5434-1								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	五反田会館中規模修繕（建築）工事								
工事場所	さいたま市見沼区大字南中丸1370番地5								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	建具改修工事 内装改修工事 塗装改修工事 外構改修工事 外								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月13日（火）午前9時から 令和3年7月15日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月16日（金）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日（火）午前11時00分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月15日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・「五反田会館中規模修繕（電気設備）工事」又は「五反田会館中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部保全管理課 電話 048-829-1510								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5434-3								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	五反田会館中規模修繕（電気設備）工事								
工事場所	さいたま市見沼区大字南中丸1370番地5								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	電灯設備工事一式 動力設備工事一式 拡声設備工事一式 誘導支援設備工事一式 テレビ共同受信設備工事一式 自動火災報知設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月13日（火）午前9時から 令和3年7月15日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月16日（金）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日（火）午前11時10分								
参加資格	名簿登載業種等	電気工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の電気工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月15日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 ・「五反田会館中規模修繕（建築）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 ・「五反田会館中規模修繕（機械設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、開札後であっても本件入札を中止する。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5434-2								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	五反田会館中規模修繕（機械設備）工事								
工事場所	さいたま市見沼区大字南中丸1370番地5								
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで								
概要	空調設備工事一式 換気設備工事一式 衛生器具設備工事一式 給水設備工事一式 排水設備工事一式 給湯設備工事一式 ガス設備工事一式 既存設備撤去工事一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月13日（火）午前9時から 令和3年7月15日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月16日（金）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日（火）午前11時20分								
参加資格	名簿登載業種等	管工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の管工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月15日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。 ・「五反田会館中規模修繕（建築）工事」又は「五反田会館中規模修繕（電気設備）工事」の落札候補者が決まらないときは、本件入札に関する開札を延期又は中止する場合がある。 								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部設備課 電話 048-829-1839								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5553-9								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大久保公民館・大久保支所エレベーター設置工事								
工事場所	さいたま市桜区大字五関839番地2								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月25日まで								
概要	エレベーター増築工事 既存廻及改修工事 外構工事								
予定価格（税込）	118,470,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月13日（火）午前9時から 令和3年7月15日（木）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月16日（金）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日（火）午後3時30分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月15日（木）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-2156-2								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	さいたま市大宮駅西口公衆トイレ建設工事								
工事場所	さいたま市大宮区錦町498番2の一部								
履行期間	契約確定の日から令和4年2月15日まで								
概要	延べ面積 20.01 m ² RC造（ユニット品） 地上1階建て 機械設備工事・電気設備工事・外構工事を含む								
予定価格（税込）	78,133,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月20日（火）午前9時から 令和3年7月26日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月27日（火）午前9時から 令和3年7月28日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月29日（木）午後1時40分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級。ただし、A級については、当該業種で令和元年度又は令和2年度のさいたま市優秀建設工事業者表彰を受賞していること又は平成31年1月1日から令和2年12月31日までの間に工事完成検査を受けた当該業種の「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」の1件以上の平均点が76点以上であること（該当者については、本工事の入札情報公開システムに掲載する「令和3年度建設工事の発注標準及び発注標準優秀施工者について」を参照すること。）。							
		本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。							
		本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月26日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4762-12								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	東部分団車庫建設工事								
工事場所	さいたま市大宮区堀の内町1丁目9番4外								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月4日まで								
概要	新築工事 延べ面積98.91㎡ S造 地上2階建て 外構工事								
予定価格（税込）	68,915,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月20日（火）午前9時から 令和3年7月26日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月27日（火）午前9時から 令和3年7月28日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月29日（木）午後1時50分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級又はA級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月26日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4365-29								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	スマイルロード整備工事（R3市道12035号線外）								
工事場所	さいたま市見沼区深作3丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで								
概要	延長478.5m 幅員4.0m、6.0m 道路土工一式 排水構造物工 長尺U形側溝（深300）779m（深300、横断仕様）153m 長尺U形側溝用集水桝（深700）19箇所 舗装工 下層路盤（RC-40）283㎡ 上層路盤（C-30）283㎡ 不陸整正（C-30）2220㎡ 表層（透水性As（樹脂・消石灰入り）、t=5cm）2221㎡（再生密粒度As、t=5cm）283㎡ 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月20日（火）午前9時から 令和3年7月26日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月27日（火）午前9時から 令和3年7月28日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月29日（木）午後2時00分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 A級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市西区、北区、大宮区、見沼区、岩槻区、桜区又は南区に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月26日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路維持課 電話 048-646-3223								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-5207-67								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	大砂土東小学校プール改修工事								
工事場所	さいたま市見沼区大和田町2丁目998番地								
履行期間	契約確定の日から令和4年3月4日まで								
概要	プール改修工事 更衣室棟の改築工事 既存校舎1階みんなのトイレ改修工事 昇降口及び外部スロープ新設工事								
予定価格（税込）	133,650,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月20日（火）午前9時から 令和3年7月26日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月27日（火）午前9時から 令和3年7月28日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月29日（木）午後2時10分								
参加資格	名簿登載業種等	建築工事業 S級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の建築工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月26日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は「さいたま市営繕工事における週休2日モデル工事実施要領」の対象工事（受注者希望方式）である。								
工事担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市建設局建築部営繕課 電話 048-829-1527								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1085号

さいたま市の発注する「暮らしの道路測量業務（市道〇272号線外1路線）」ほか4件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年7月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が業務ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。

イ 業務ごとに別に定める参加資格に建設コンサルタント登録規程（昭和52年4月15日建設省告示第717号。以下「登録規程」という。）の登録部門を定めている場合は、本公告日において、当該登録部門について登録規程に基づく登録があること。

ウ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする業務ごとに参加申請が必要なため、業務ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。

エ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。

オ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。

カ 管理技術者及び照査技術者（照査技術者にあつては、設計図書等に定めのある場合に限る。）を当該業務に配置できること。なお、配置する技術者は、直接的かつ恒常的な雇用関係にある者とし、管理技術者と照査技術者の兼任はできないものとする。

キ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一業務に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。

ク アからキまでに掲げるもののほか、本公告日において、業務ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一業務における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一業務に単体企業として参加していないこと。

- エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。
- オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。
- カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。
- キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、業務ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第5条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 業務ごとに別に定める参加資格に登録部門を定めている場合は、当該登録部門について登録規程に基づき登録されていることを証する書類の写し

ウ 業務に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し

エ 業務ごとに別に定める参加資格に業務実績を求めている場合は、業務実績として規定する業務の契約書の写し及び業務概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「測量調査設計業務実績情報システム（TECRIS）」の業務カルテ（業務概要の記載されているもの）の写し

オ アからエまでに掲げるもののほか、業務ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札

書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

- (2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。
- (3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。
- (4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者を新たに落札候補者とする。

4 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は業務ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を業務担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を業務担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は業務ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては業務ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

6 契約金の支払方法

- (1) 前金払の有無については業務ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の3以内とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。
債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、業務ごとに別に定める。

7 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

8 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。
- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該業務に配置すること。
- (8) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、最低制限価格取扱要綱及びさいたま市電子入札運用基準の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4456-12						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	暮らしの道路測量業務（市道〇272号線外1路線）						
業務場所	さいたま市緑区大字南部領辻地内外						
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで						
概要	路線延長0.36km 設計業務 道路詳細設計0.36km 測量業務 用地測量1.13ha 路線測量0.36km						
予定価格（税込）	13,310,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年7月13日（火）午前9時から 令和3年7月15日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年7月16日（金）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日（火）午前10時30分						
参加資格	名簿登載業務	「建設コンサルタント／道路」及び「測量／測量一般」 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から					
	質問受付期間	令和3年7月 5日（月）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年7月15日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4456-13						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	暮らしの道路測量業務（市道L248号線外1路線）						
業務場所	さいたま市緑区大字三室地内						
履行期間	契約確定の日から令和4年2月28日まで						
概要	路線延長0.24km 設計業務 道路詳細設計0.24km 測量業務 用地測量0.86ha 路線測量0.24km						
予定価格（税込）	10,714,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年7月13日（火）午前9時から 令和3年7月15日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年7月16日（金）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日（火）午前10時40分						
参加資格	名簿登載業務	「建設コンサルタント／道路」及び「測量／測量一般」 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。					
	登録部門	-					
	業務実績等	-					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から					
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年7月15日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所道路安全対策課 電話 048-840-6205						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4487-21						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業実施設計業務（南建-R3-106）						
業務場所	さいたま市緑区大字大門地内						
履行期間	契約確定の日から令和4年1月31日まで						
概要	延長670m 実施設計 開削工法（内径1200mm未満）550m 推進工法（刃口・小口径）430m 測量業務 現地測量0.007km ²						
予定価格（税込）	19,294,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年7月13日（火）午前9時から 令和3年7月15日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年7月16日（金）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日（火）午後3時10分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道/下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が1人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から					
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年7月15日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4487-22						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	下水道事業実施設計業務（南建-R3-111）						
業務場所	さいたま市浦和区常盤2丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和4年3月11日まで						
概要	基本設計（合流式）6.4ha 実施設計（開削工法 内径1200mm未満）1480m 水準測量1.5km						
予定価格（税込）	16,830,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年7月13日（火）午前9時から 令和3年7月15日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年7月16日（金）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日（火）午後3時20分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント/下水管渠 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「下水道部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、技術士法（昭和58年法律第25号）に基づく技術士のうち、「総合技術監理部門（上下水道/下水道）」又は「上下水道部門（下水道）」の登録を受けている者が1人以上いること。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	業務実績等に規定する、技術士の登録を証明する書類の写し及び雇用関係を証する書類の写し					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から					
	質問受付期間	令和3年7月5日（月）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年7月15日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6262						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4356-42						
入札方法	一般競争入札（電子）						
参加形態	単体企業						
業務名	37条橋（戸崎橋）外3橋補修設計業務						
業務場所	さいたま市大宮区桜木町4丁目地内外						
履行期間	契約確定の日から令和4年3月18日まで						
概要	設計計画一式 損傷箇所の現地調査・一般図作成一式 関係機関協議資料作成（確認調査）一式 上部工・コンクリート補修設計一式 下部工補修設計一式 伸縮装置補修設計一式 鋼部材補修設計一式 支承補修設計一式 地覆・高欄（防護柵）補修設計一式 橋面防水工補修設計一式						
予定価格（税込）	12,232,000円						
最低制限価格	設定する						
参加申請受付期間	令和3年7月13日（火）午前9時から 令和3年7月15日（木）午後5時まで						
入札書提出期間	令和3年7月16日（金）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで						
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月20日（火）午後3時40分						
参加資格	名簿登載業務	建設コンサルタント／維持・補修、その他 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業務で登載された者であること。					
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記の要件を満たすこと。					
	登録部門	本公告日において、建設コンサルタント登録規程に基づく「鋼構造及びコンクリート部門」の登録があること。					
	業務実績等	本公告日において、平成23年度以降、橋梁の新設工事、拡幅工事、耐震補強工事又は補修工事の設計業務を元請として完成させた実績があること（共同企業体としての実績の場合は、出資比率が20%以上のものに限る。）。					
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-					
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月5日（月）から					
	質問受付期間	令和3年7月 5日（月）午前9時から 令和3年7月12日（月）午後5時まで					
	質問回答期日	令和3年7月15日（木）					
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	免除	前金払	有	
その他	設計図書等により、配置予定の技術者の資格を定めている場合については、当該資格を有していることを確認できる書類の写しを資格審査書類提出時に併せて提出すること。						
業務担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3205						
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180						

さいたま市告示第1086号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年7月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 上尾市大字原市70番地4
- (2) 氏名 株式会社三基 代表取締役 鈴木 忠雄

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市桜区栄和六丁目145番18
- (2) 指定の年月日 令和3年7月5日
- (3) 指定の番号 第南21-010号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 32.46m

さいたま市告示第1087号

市道路線認定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定に基づき、次のように市道の路線を認定したので、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月5日

さいたま市長 清水 勇 人

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	L第1361号線	さいたま市緑区大字三室字北宿 2138 番 19 地先 さいたま市緑区大字三室字北宿 2138 番 19 地先	
2	M第737号線	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稻荷越 317 番 5 地先 さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稻荷越 316 番 9 地先	
3	P第667号線	さいたま市緑区大字大門字東裏 2966 番 41 地先 さいたま市緑区大字大門字東裏 2966 番 13 地先	
4	12908号線	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1214 番 4 地先 さいたま市見沼区大和田町二丁目 1212 番 11 地先	
5	22599号線	さいたま市見沼区大字大谷字八石 1890 番 2 地先 さいたま市見沼区大字大谷字八石 1890 番 2 地先	
6	22600号線	さいたま市見沼区大字南中丸字八幡 261 番 3 地先 さいたま市見沼区大字南中丸字八幡 265 番 4 地先	
7	32954号線	さいたま市西区大字内野本郷字本村 490 番 4 地先 さいたま市西区大字内野本郷字本村 491 番 14 地先	
8	32955号線	さいたま市北区東大成町二丁目 674 番 11 地先 さいたま市北区東大成町二丁目 674 番 17 地先	
9	32956号線	さいたま市北区奈良町 152 番 3 地先 さいたま市北区奈良町 152 番 1 地先	
10	32957号線	さいたま市北区奈良町 131 番 98 地先 さいたま市北区奈良町 131 番 101 地先	
11	32958号線	さいたま市北区日進町一丁目 11 番 18 地先 さいたま市北区日進町一丁目 20 番 7 地先	

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

12	32959号線	さいたま市西区三橋六丁目 583 番 13 地先 さいたま市西区三橋六丁目 583 番 12 地先	
13	32960号線	さいたま市西区西大宮二丁目 18 番 76 地先 さいたま市西区西大宮二丁目 18 番 73 地先	
14	32961号線	さいたま市北区奈良町 123 番 1 地先 さいたま市北区奈良町 123 番 35 地先	
15	32962号線	さいたま市西区大字内野本郷字本村 538 番 1 地先 さいたま市西区大字内野本郷字本村 548 番 1 地先	
16	1777号線	さいたま市岩槻区南平野一丁目 11 番 33 地先 さいたま市岩槻区南平野一丁目 11 番 32 地先	

さいたま市告示第1088号

市道路線廃止に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第10条第1項の規定に基づき、市道の路線を次のように廃止したので、同条第3項の規定において準用する、同法第9条の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、さいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月5日

さいたま市長 清水 勇 人

整理番号	路線名	起点終点	重要な経過地
1	20182号線	さいたま市大宮区天沼町一丁目343番1地先 さいたま市大宮区天沼町一丁目341番地先	
2	30644号線	さいたま市北区奈良町152番1地先 さいたま市北区奈良町152番7地先	

さいたま市告示第1089号

道路の区域の決定に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように市道の区域を決定したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月5日

さいたま市長 清水 勇 人

路線名	区間	幅員(m)	延長(m)
L第1361号線	さいたま市緑区大字三室字北宿 2138 番 19 地先	4.00	115.17
	さいたま市緑区大字三室字北宿 2138 番 19 地先		
M第737号線	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稲荷越 317 番 5 地先	4.00	66.76
	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稲荷越 316 番 9 地先		
P第667号線	さいたま市緑区大字大門字東裏 2966 番 41 地先	4.00	89.52
	さいたま市緑区大字大門字東裏 2966 番 13 地先	6.00	
12908号線	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1214 番 4 地先	4.00	31.46
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1212 番 11 地先		
22599号線	さいたま市見沼区大字大谷字八石 1890 番 2 地先	5.00	12.44
	さいたま市見沼区大字大谷字八石 1890 番 2 地先		
22600号線	さいたま市見沼区大字南中丸字八幡 261 番 3 地先	4.00	50.99
	さいたま市見沼区大字南中丸字八幡 265 番 4 地先		
32954号線	さいたま市西区大字内野本郷字本村 490 番 4 地先	4.30	79.50
	さいたま市西区大字内野本郷字本村 491 番 14 地先		
32955号線	さいたま市北区東大成町二丁目 674 番 11 地先	4.20	57.32
	さいたま市北区東大成町二丁目 674 番 17 地先		
32956号線	さいたま市北区奈良町 152 番 3 地先	4.50	83.13
	さいたま市北区奈良町 152 番 1 地先		
32957号線	さいたま市北区奈良町 131 番 98 地先	4.00	38.59
	さいたま市北区奈良町 131 番 101 地先		
32958号線	さいたま市北区日進町一丁目 11 番 18 地先	4.50	126.80
	さいたま市北区日進町一丁目 20 番 7 地先		

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

3 2 9 5 9 号線	さいたま市西区三橋六丁目 583 番 13 地先 さいたま市西区三橋六丁目 583 番 12 地先	4.00	24.60
3 2 9 6 0 号線	さいたま市西区西大宮二丁目 18 番 76 地先 さいたま市西区西大宮二丁目 18 番 73 地先	5.00	45.05
3 2 9 6 1 号線	さいたま市北区奈良町 123 番 1 地先 さいたま市北区奈良町 123 番 35 地先	4.10 ～ 6.00	56.33
3 2 9 6 2 号線	さいたま市西区大字内野本郷字本村 538 番 1 地先 さいたま市西区大字内野本郷字本村 548 番 1 地先	5.00	98.88
1 7 7 7 号線	さいたま市岩槻区南平野一丁目 11 番 33 地先 さいたま市岩槻区南平野一丁目 11 番 32 地先	4.00	48.71

さいたま市告示第1090号

道路の区域の変更に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更したので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区及び大宮区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 県道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
さいたま 春日部線	さいたま市西区三橋六丁目 189 番地先	前	9.40	47.61
	さいたま市西区三橋六丁目 190 番 1 地先		9.75	
	さいたま市西区三橋六丁目 189 番地先	後	9.75	47.61
	さいたま市西区三橋六丁目 190 番 1 地先		17.25	
川口上尾線	さいたま市大宮区浅間町二丁目 219 番 2 地先	前	11.80	14.00
	さいたま市大宮区浅間町二丁目 216 番 2 地先		16.20	
	さいたま市大宮区浅間町二丁目 219 番 2 地先	後	11.80	14.00
	さいたま市大宮区浅間町二丁目 216 番 2 地先		12.00	
鴻巣桶川 さいたま線	さいたま市北区東大成町二丁目 269 番 1 地先	前	10.46	371.42
	さいたま市北区東大成町二丁目 454 番 1 地先		21.13	
	さいたま市北区東大成町二丁目 269 番 1 地先	後	13.66	371.42
	さいたま市北区東大成町二丁目 454 番 1 地先		24.63	
大谷本郷 さいたま線	さいたま市西区三橋六丁目 210 番 1 番地先	前	6.00	24.79
	さいたま市西区三橋六丁目 190 番 1 地先		6.01	
	さいたま市西区三橋六丁目 210 番 1 番地先	後	8.92	24.79
	さいたま市西区三橋六丁目 190 番 1 地先			
	さいたま市西区三橋六丁目 5 番地先	前	5.74	8.97
	さいたま市西区三橋六丁目 5 番地先		6.27	
	さいたま市西区三橋六丁目 5 番地先	後	5.74	8.97
さいたま市西区三橋六丁目 5 番地先	12.92			

2 道路の種類 市道

路線名	区間	変更前 変更後	幅員 (m)	延長(m)
L第223号線	さいたま市緑区大字三室字北宿 2188 番 1 地先	前	1.82	80.90
	さいたま市緑区大字三室字北宿 2187 番 2 地先			
	さいたま市緑区大字三室字北宿 2185 番 1 地先	後	2.02	74.48
	さいたま市緑区大字三室字北宿 2186 番 1 地先			
L第648号線	さいたま市緑区大字大牧字梅所 1482 番 2 地先	前	2.74	91.81
	さいたま市緑区大字大牧字梅所 1484 番 1 地先		3.38	
	さいたま市緑区大字大牧字梅所 1482 番 2 地先	後	3.38	91.81
	さいたま市緑区大字大牧字梅所 1484 番 1 地先		4.02	
30790号線	さいたま市北区日進町二丁目 1695 番 3 地先	前	3.64	222.42
	さいたま市北区日進町二丁目 1679 番 1 地先		3.84	
	さいたま市北区日進町二丁目 1695 番 3 地先	後	4.00	222.42
	さいたま市北区日進町二丁目 1679 番 1 地先		4.01	
30791号線	さいたま市北区日進町二丁目 1743 番 1 地先	前	3.82	70.89
	さいたま市北区日進町二丁目 1745 番 3 地先			
	さいたま市北区日進町二丁目 1743 番 1 地先	後	4.00	70.89
	さいたま市北区日進町二丁目 1745 番 3 地先			

さいたま市告示第1091号

道路の供用開始に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、告示の日より15日間、西区、北区、見沼区及び岩槻区はさいたま市建設局北部建設事務所土木管理課において、南区及び緑区はさいたま市建設局南部建設事務所土木管理課において一般の縦覧に供する。

令和3年7月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 道路の種類 県道

路線名	区間	供用開始年月日
鴻 巢 桶 川 さ い た ま 線	さいたま市北区東大成町二丁目 269 番 1 地先	令和3年7月6日
	さいたま市北区東大成町二丁目 454 番 1 地先	

2 道路の種類 市道

路線名	区間	供用開始年月日
L 第 2 2 3 号 線	さいたま市緑区大字三室字北宿 2185 番 1 地先	令和3年7月6日
	さいたま市緑区大字三室字北宿 2186 番 1 地先	
L 第 6 4 8 号 線	さいたま市緑区大字大牧字梅所 1482 番 2 地先	令和3年7月6日
	さいたま市緑区大字大牧字梅所 1484 番 1 地先	
L 第 1 3 6 1 号 線	さいたま市緑区大字三室字北宿 2138 番 19 地先	令和3年7月6日
	さいたま市緑区大字三室字北宿 2138 番 19 地先	
M 第 7 3 7 号 線	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稲荷越 317 番 5 地先	令和3年7月6日
	さいたま市南区大字広ヶ谷戸字稲荷越 316 番 9 地先	
P 第 6 6 7 号 線	さいたま市緑区大字大門字東裏 2966 番 41 地先	令和3年7月6日
	さいたま市緑区大字大門字東裏 2966 番 13 地先	
1 2 9 0 8 号 線	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1214 番 4 地先	令和3年7月6日
	さいたま市見沼区大和田町二丁目 1212 番 11 地先	
2 2 6 0 0 号 線	さいたま市見沼区大字南中丸字八幡 261 番 3 地先	令和3年7月6日
	さいたま市見沼区大字南中丸字八幡 265 番 4 地先	
3 0 7 9 0 号 線	さいたま市北区日進町二丁目 1695 番 3 地先	令和3年7月6日
	さいたま市北区日進町二丁目 1679 番 1 地先	
3 0 7 9 1 号 線	さいたま市北区日進町二丁目 1743 番 1 地先	令和3年7月6日
	さいたま市北区日進町二丁目 1745 番 3 地先	

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

3 2 9 5 4 号線	さいたま市西区大字内野本郷字本村 490 番 4 地先 さいたま市西区大字内野本郷字本村 491 番 14 地先	令和3年7月6日
3 2 9 5 5 号線	さいたま市北区東大成町二丁目 674 番 11 地先 さいたま市北区東大成町二丁目 674 番 17 地先	令和3年7月6日
3 2 9 5 6 号線	さいたま市北区奈良町 152 番 3 地先 さいたま市北区奈良町 152 番 1 地先	令和3年7月6日
3 2 9 5 7 号線	さいたま市北区奈良町 131 番 98 地先 さいたま市北区奈良町 131 番 101 地先	令和3年7月6日
3 2 9 5 8 号線	さいたま市北区日進町一丁目 11 番 18 地先 さいたま市北区日進町一丁目 20 番 7 地先	令和3年7月6日
3 2 9 5 9 号線	さいたま市西区三橋六丁目 583 番 13 地先 さいたま市西区三橋六丁目 583 番 12 地先	令和3年7月6日
3 2 9 6 0 号線	さいたま市西区西大宮二丁目 18 番 76 地先 さいたま市西区西大宮二丁目 18 番 73 地先	令和3年7月6日
3 2 9 6 1 号線	さいたま市北区奈良町 123 番 1 地先 さいたま市北区奈良町 123 番 35 地先	令和3年7月6日
3 2 9 6 2 号線	さいたま市西区大字内野本郷字本村 538 番 1 地先 さいたま市西区大字内野本郷字本村 548 番 1 地先	令和3年7月6日
1 7 7 7 号線	さいたま市岩槻区南平野一丁目 11 番 33 地先 さいたま市岩槻区南平野一丁目 11 番 32 地先	令和3年7月6日

さいたま市告示第1092号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を指定したので、同条第4項の規定に基づき次のとおり告示する。

令和3年7月5日

さいたま市長 清水 勇 人

道路の種類	路線名	区間	指定の部分
県道	さいたま春日部線	さいたま市大宮区高鼻町2丁目69番10地先から さいたま市大宮区堀の内町3丁目70番1地先まで	上下線

さいたま市告示第1093号

令和3年度さいたま市本庁舎整備等検討支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月5日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
令和3年度さいたま市本庁舎整備等検討支援業務
- (2) 履行場所
さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 外
- (3) 業務概要
入札説明書及び仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和4年3月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」で掲載されており、受注希望業務が「総合計画」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。
- (6) 平成23年度以降に指定都市又は中核市における市役所本庁舎整備の基本構想又は基本計画策定に係る業務の契約実績を有し、かつ誠実に履行した者であること。

3 入札説明書等の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書等を交付するものとする。

- (1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号　さいたま市　都市戦略本部　都市経営戦略部
担当　企画・地方創生推進担当
電話　048-829-1033　FAX　048-829-1997

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月12日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年7月14日（水）午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月19日（月）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 西会議棟 第6会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月19日（月） 入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、初度入札において最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することができない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成した最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市 都市戦略本部 都市経営戦略部 分権・広域行政担当

電話 048-829-1064 FAX 048-829-1997

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(3) 契約条項等は、さいたま市都市戦略本部都市経営戦略部及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/006/003/p082281.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1094号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月6日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (1) はり札 647 枚
 - (2) 立看板 24 枚
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり
- 3 保管場所
さいたま市緑区宮本2丁目16番地3
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市役所都市局南部都市・公園管理事務所管理課都市管理係
 - (2) 電話 048（840）6178

広告物及び掲出物告示リスト

告示年月日 令和3年7月6日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件		除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	月 日	時 間	月 日	時 間	
1	桜区	はり札	53	令和3年6月4日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月4日	17時00分	
2	浦和区	はり札	4	令和3年6月8日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月8日	17時00分	
3	浦和区	立看板	2	令和3年6月8日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月8日	17時00分	
4	南区	はり札	6	令和3年6月8日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月8日	17時00分	
5	緑区	はり札	52	令和3年6月8日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月8日	17時00分	
6	南区	はり札	38	令和3年6月14日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月14日	17時00分	
7	浦和区	はり札	18	令和3年6月14日	10時00分 から 11時00分	令和3年6月14日	11時30分	
8	浦和区	はり札	55	令和3年6月15日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月15日	17時00分	
9	浦和区	立看板	8	令和3年6月15日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月15日	17時00分	
10	中央区	はり札	60	令和3年6月18日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月18日	17時00分	
11	南区	はり札	53	令和3年6月22日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月22日	17時00分	
12	浦和区	はり札	1	令和3年6月23日	14時00分 から 15時30分	令和3年6月23日	15時30分	
13	浦和区	立看板	2	令和3年6月23日	14時00分 から 15時30分	令和3年6月23日	15時30分	
14	中央区	はり札	8	令和3年6月23日	14時00分 から 15時30分	令和3年6月23日	15時30分	
15	中央区	立看板	3	令和3年6月23日	14時00分 から 15時30分	令和3年6月23日	15時30分	
16	南区	はり札	54	令和3年6月25日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月25日	17時00分	
17	桜区	はり札	30	令和3年6月28日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月28日	17時00分	
18	桜区	立看板	3	令和3年6月28日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月28日	17時00分	
19	南区	はり札	210	令和3年6月28日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月28日	17時00分	
20	浦和区	はり札	5	令和3年6月28日	8時30分 から 17時00分	令和3年6月28日	17時00分	

さいたま市告示第1095号

さいたま市都市計画公聴会則(平成14年規則第101号)第2条の規定により、さいたま市都市計画下水道を変更することについて、都市計画の案を次のとおり告示し、縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について、公述を希望する場合は、公述申出書を提出することができる。

公述申出書の提出があった場合、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により、都市計画の変更に関する公聴会を開催するので次のとおり告示する。

令和3年7月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 都市計画の名称

さいたま市都市計画下水道

2 都市計画の変更案の縦覧期間及縦覧場所

(1) 縦覧期間 令和3年7月7日（水）から令和3年7月21日（水）まで
ただし、土・日曜日は除く

(2) 縦覧場所 建設局下水道部下水道計画課、
北部建設事務所下水道建設課、南部建設事務所下水道建設課

3 公述申出書の提出期間及び提出先

(1) 提出期間 令和3年7月7日（水）から令和3年7月21日（水）まで
ただし、土・日曜日は除く

(2) 提出先 建設局下水道部下水道計画課

4 公聴会の開催日時及び場所

(1) 開催日時 令和3年8月25日（水） 14時から

(2) 開催場所 ときわ会館

5 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所 建設局 下水道部 下水道計画課 計画第1係

(2) 電話 048（829）1566

(3) FAX 048（829）1975

さいたま市告示第1096号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年7月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 （省略）
- (2) 氏名 （省略）

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市中央区円阿弥七丁目307番10
- (2) 指定の年月日 令和3年7月6日
- (3) 指定の番号 第南21-011号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 28.09m

さいたま市告示第1097号

令和3年6月14日さいたま市告示第984号及び令和3年6月21日さいたま市告示第1016号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和3年7月6日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

(1) 契約整理番号 03-1655-4

工事名 日進公園コミュニティセンター中規模修繕（建築）工事

工事場所 さいたま市北区日進町1丁目312番地2

(2) 契約整理番号 03-1655-7

工事名 日進公園コミュニティセンター中規模修繕（電気設備）工事

工事場所 さいたま市北区日進町1丁目312番地2

2 中止とした理由

「日進公園コミュニティセンター中規模修繕（機械設備）工事」が不調となったため。

さいたま市告示第1098号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年7月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字島根字前787番3、787番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都西東京市芝久保町四丁目26番3号

株式会社 東栄住宅

代表取締役 佐藤 千尋

3 許可番号

令和3年5月6日

第開-N2021005号

4 検査済証番号

令和3年7月6日

第完-N2021005号

さいたま市告示第1099号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年7月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字南中野字西浦249番6の一部、249番9の一部、249番10、249番11（第2工区）

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

越谷市南越谷一丁目21番地2

株式会社 中央住宅 代表取締役 品川 典久

3 許可番号

令和3年6月16日

第変3N2019115号

4 検査済証番号

令和3年7月6日

第完2N2019115号

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1100号

地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月7日

さいたま市長 清水 勇 人

地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示の一部を改正する告示

地方税関係手続に係る本人確認措置に関する告示（令和3年さいたま市告示第520号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後			改正前		
○別表			○別表		
第1欄	第2欄	第3欄	第1欄	第2欄	第3欄
[略]			[略]		
規則第3条第2号ニ	[略]	地方税手続電子証明書（さいたま市市税に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する要綱（平成17年告示第1118号。以下「オンライン化要綱」という。）第7条第2項に規定する電子証明書（規則第3条第2号ハに規定する署名用電子証明書に該当するものを除く。）をいう。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名（オンライン化要綱第7条第2項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）	規則第3条第2号ニ	[略]	地方税手続電子証明書（さいたま市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（平成17年告示第1118号。以下「オンライン化要綱」という。）第7条第2項に規定する電子証明書（規則第3条第2号ハに規定する署名用電子証明書に該当するものを除く。）をいう。）及び当該地方税手続電子証明書により確認される電子署名（オンライン化要綱第7条第2項に規定する電子署名をいう。以下「電子署名」という。）が行われた当該提供に係る情報の送信を受けること（個人番号利用事務実施者が提供を受ける場合に限る。）
[略]			[略]		

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

さいたま市告示第1101号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年7月13日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年7月7日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
7月 2日	猫	北区東大成町	雑種	めす	黒	2～4 週齢	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1102号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年7月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

差押書

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3043

さいたま市告示第1103号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年7月7日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市西区大字二ツ宮字大町前499番1、499番6

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和2年12月8日

第開-N2020105号

4 検査済証番号

令和3年7月6日

第完-N2020105号

さいたま市告示第1104号

令和3年さいたま市議会6月定例会において議決された次の補正予算を地方自治法（昭和22年法律第67号）第219条第2項の規定により、別紙のとおり（別紙省略）公表する。

令和3年7月7日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 令和3年度さいたま市一般会計補正予算（第4号）
- 2 令和3年度さいたま市一般会計補正予算（第5号）

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1105号

さいたま市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和3年7月7日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱の一部を改正する告示

さいたま市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱（平成17年さいたま市告示第1118号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<u>さいたま市市税に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する要綱</u>	<u>さいたま市市税に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する要綱</u>
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、別に定めるもののほか、市税に係る<u>手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法により行う場合</u>について必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この告示は、別に定めるもののほか、市税に係る<u>行政手続等を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法により行わせ、又は行う場合</u>について必要な事項を定めるものとする。</p>
<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、<u>さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例</u>（平成18年さいたま市条例第66号。以下「条例」という。）及び<u>さいたま市情報通信技術を活用した行政の推進に関する条例施行規則</u>（平成18年さいたま市規則第154号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この告示において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、<u>さいたま市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例</u>（平成18年さいたま市条例第66号。以下「条例」という。）及び<u>さいたま市長の所管する行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則</u>（平成18年さいたま市規則第154号。以下「規則」という。）において使用する用語の例による。</p>
<p>2 [略]</p>	<p>2 [略]</p>
<p>(申請等の指定)</p> <p>第3条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条第1項又は条例第3条第1項の規定により、<u>電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる</u>地方税に関する法令又は条例等に規定する申請等は、別表第1左欄に掲げる電子情報処理組織の区分に応じ、同表中欄に掲げる申請等とする。</p>	<p>(申請等の指定)</p> <p>第3条 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号。以下「法」という。）第6条第1項又は条例第3条第1項の規定により、<u>電子情報処理組織を使用して行わせることができる</u>地方税に関する法令又は条例等に規定する申請等は、別表第1左欄に掲げる電子情報処理組織の区分に応じ、同表中欄に掲げる申請等とする。</p>

(処分通知等の指定)

第4条 法第7条第1項又は条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる地方税に関する法令又は条例等に規定する処分通知等は、地方税ポータルシステムを使用する方法により行う別表第2に掲げる処分通知等とする。

(届出の指定)

第5条 前2条に規定するもののほか、市税の賦課徴収に関して市長が必要と認める届出で、地方税ポータルシステムを使用する方法により行うことができるものは、別表第3に掲げる届出とする。

(事前届出等)

第7条 [略]

- 2 前項の規定による届出を行おうとする者は、当該届出に係る事項について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができる電子証明書に限る。以下同じ。）を当該届出事項と併せて、市長に送信しなければならない。ただし、届出を行おうとする者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う場合において、委嘱を受けた者に係る電子署名及び電子証明書を送信して届出を行うときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出を行った者に対し、識別符号（地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う者（以下「利用者」という。）を特定するために、利用者ごとに付与する符号をいう。以下同じ。）及び暗証符号（利用者を特定する際の地方税ポータルシステムの安全性の確保を目的として用いる符号であって、利用者ごとに付与するものをいう。以下同じ。）を通知するものとする。ただし、当該届出を行った者が、既に本市以外の運営団体から識別符号及び暗証符号を付与されているときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定による届出を行った者は、その届け出た事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を、その者の使用に係る電子計算機から入力し、市長に届け出なければならない。第2項の規定により送信した電子証明書に記録された事項に変更が生じ、又は当該電子証明書の有効期間が満了したときも、同様とする。

(処分通知等の指定)

第4条 法第7条第1項又は条例第4条第1項の規定により、電子情報処理組織を使用して行うことができる地方税に関する法令又は条例等に規定する処分通知等は、地方税ポータルシステムを使用して行う別表第2に掲げる処分通知等とする。

(届出の指定)

第5条 前2条に規定するもののほか、市税の賦課徴収に関して市長が必要と認める届出で、地方税ポータルシステムを使用して行わせることができるものは、別表第3に掲げる届出とする。

(事前届出等)

第7条 [略]

- 2 前項の規定による届出をしようとする者は、当該届出に係る事項について電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書（市長等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録することができる電子証明書に限る。以下同じ。）を当該届出事項と併せて、市長に送信しなければならない。ただし、届出をしようとする者が、税理士法（昭和26年法律第237号）第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う場合において、委嘱を受けた者に係る電子署名及び電子証明書を送信して届出を行うときは、この限りでない。
- 3 市長は、第1項の規定による届出を受理したときは、当該届出をした者に対し、識別符号（地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う者（以下「利用者」という。）を特定するために、利用者ごとに付与する符号をいう。以下同じ。）及び暗証符号（利用者を特定する際の地方税ポータルシステムの安全性の確保を目的として用いる符号であって、利用者ごとに付与するものをいう。以下同じ。）を通知するものとする。ただし、当該届出をした者が、既に本市以外の運営団体から識別符号及び暗証符号を付与されているときは、この限りでない。
- 4 第1項の規定による届出をした者は、その届け出た事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を、その者の使用に係る電子計算機から入力し、市長に届け出なければならない。第2項の規定により送信した電子証明書に記録された事項に変更が生じ、又は当該電子証明書の有効期間が満了したときも、同様とする。

5 第1項の規定による届出を行った者は、地方税ポータルシステムの使用を停止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(地方税ポータルシステムによる市税に係る申請等)

第8条 利用者は、機構が利用者に対して提供する利用者用ソフトウェア又はこれと同様の機能を有するものを用いて、市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該市税に係る申請等に係る事項並びに前条第3項の識別符号及び暗証符号を入力して、当該市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

(1) [略]

(2) 市税に係る申請等を行おうとする者が、税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が地方税ポータルシステムを使用する方法により当該市税に係る申請等を行う場合 当該申請等の情報に当該者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

2 地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う場合において、市長は、当該市税に係る申請等について規定した地方税に関する法令又は条例等の規定により添付すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）（当該添付書面等が登記事項証明書であるときを除く。）に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

3 地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う場合において、添付書面等が登記事項証明書であるときは、市長は、これに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第1項の規定による指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該者から送信を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

4 規則第5条第2項第4号の市長が定める電子証明書は、機構により地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る申請等を行う場合に利用することが認められた電子証明書とする。

5 第1項の規定による届出をした者は、地方税ポータルシステムの使用を停止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(地方税ポータルシステムによる市税に係る申請等)

第8条 利用者は、機構が利用者に対して提供する利用者用ソフトウェア又はこれと同様の機能を有するものを用いて、市長等の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた電子計算機から、当該市税に係る申請等に係る事項並びに前条第3項の識別符号及び暗証符号を入力して、当該市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信しなければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、当該各号に定める行為をすることを要しない。

(1) [略]

(2) 市税に係る申請等を行おうとする者が、税理士法第2条第1項第2号に規定する税務書類の作成を委嘱し、当該委嘱を受けた者が地方税ポータルシステムを使用して当該市税に係る申請等を行う場合 当該申請等の情報に当該者に係る電子署名を行うこと及び当該電子署名に係る電子証明書を送信すること。

2 地方税ポータルシステムを使用する市税に係る申請等が行われる場合において、市長は、当該市税に係る申請等について規定した地方税に関する法令又は条例等の規定により添付すべきこととされている書面等（以下「添付書面等」という。）（当該添付書面等が登記事項証明書であるときを除く。）に記載されている事項又は記載すべき事項を併せて入力して送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

3 地方税ポータルシステムを使用して市税に係る申請等が行われる場合において、添付書面等が登記事項証明書であるときは、市長は、これに代わるべき電気通信回線による登記情報の提供に関する法律（平成11年法律第226号）第2条第1項に規定する登記情報の送信を同法第3条第1項の規定による指定を受けた者から受けるのに必要な情報であって、当該者から送信を受けたものを送信させることをもって、当該添付書面等の提出に代えさせることができる。

4 規則第4条第2項第3号の市長が定める電子証明書は、機構により地方税ポータルシステムを使用して市税に係る申請等を行う場合に利用することが認められた電子証明書とする。

(書面の特例等)

第9条 税理士法の規定により税務代理をする税理士が、電子情報処理組織を使用する方法により行う当該代理をする市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該市税に係る申請等と併せて送信したときは、これを同法第30条の規定により提出しなければならないとされる書面の提出があったものとみなすことができる。

2 税理士法第33条第1項及び第2項並びに第33条の2第3項の規定による市税に係る申請等において記載すべき事項とされる署名は、電子情報処理組織を使用する方法により行う市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該市税に係る申請等と併せて送信することをもって、当該署名に代えることができる。

(地方税ポータルシステムによる処分通知等)

第10条 地方税ポータルシステムを使用する方法により処分通知等を行う場合は、当該処分通知等の対象者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた市長等の使用に係る電子計算機から、当該処分通知等につき規定した法令又は条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を入力して、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該処分通知等を行うものとする。

(機構の定める事項の遵守)

第11条 地方税ポータルシステムを使用する方法により市税に係る手続等を行うときは、その使用に関し機構が定める事項を遵守しなければならない。

(書面の特例等)

第9条 税理士法の規定により税務代理をする税理士が、電子情報処理組織を使用して行う当該代理をする市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該市税に係る申請等と併せて送信したときは、これを同法第30条の規定により提出しなければならないとされる書面の提出があったものとみなすことができる。

2 税理士法第33条第1項及び第2項並びに第33条の2第3項の規定による市税に係る申請等において記載すべき事項とされる署名等は、電子情報処理組織を使用して行う市税に係る申請等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書を当該市税に係る申請等と併せて送信することをもって、当該署名等に代えることができる。

(地方税ポータルシステムによる処分通知等)

第10条 市長が地方税ポータルシステムを使用して処分通知等を行う場合は、当該処分通知等の対象者の使用に係る電子計算機と電気通信回線を通じて通信できる機能を備えた市長等の使用に係る電子計算機から、当該処分通知等につき規定した法令又は条例等の規定において書面等に記載すべきこととされている事項を入力して、当該処分通知等の情報に電子署名を行い、当該電子署名に係る電子証明書と併せてこれらを送信することにより、当該処分通知等を行うものとする。

(機構の定める事項の遵守)

第11条 地方税ポータルシステムを使用して市税に係る行政手続等を行うときは、その使用に関し機構が定める事項を遵守しなければならない。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和3年7月8日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとなったため、同法第95条の規定により公告する。
また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したため、同法第99条の規定により公告する。

記

公売財産	名称、数量、その他、公売保証金及び見積価額	別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり			
公売の方法	期間競り売り				
公売参加申込期間 公売保証金の提供期間	令和3年7月8日(木) 午後1時00分から 令和3年7月28日(水) 午後11時00分まで				
競り売り開始日時	令和3年8月3日(火) 午後1時00分から				
競り売り締切日時	令和3年8月5日(木) 午後11時00分まで				
公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上				
売 却 決 定	日 時	令和3年8月6日(金)午前10時00分	場 所	さいたま市北部市税事務所 納税調査課	
代金納付期限	令和3年8月13日(金)午後2時30分				
買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第92条及び第108条該当以外の者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者				
その他	1 公売保証金の提供については、クレジットカードによる納付によって行う。 2 最高価申込者の決定の日時及び場所については、令和3年8月6日(金)午前10時までに紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット上のサイトにて行う。 3 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行う。 4 その他については、さいたま市インターネット公売ガイドラインによる。				
配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市に申し出てください。				

公売手続きを説明した「さいたま市インターネット公売ガイドライン」がさいたま市北部市税事務所納税調査課に備え付けてあります。その他の詳細についてはさいたま市北部市税事務所納税調査課にお問い合わせください。

担当 さいたま市北部市税事務所 納税調査課 電話番号048-646-3048

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量	
北1	スズキ エブリイ 令和2年式 ムーンライトバイオレットパールメタリック 走行距離 0.34万キロ	90,000	868,000	1	
	車両番号				大宮 480 ち 5150
	交付年月日				令和2年11月11日
	初度検査年月				令和2年11月
	自動車の種別				軽自動車
	用途				貨物
	自家用・事業用の別				自家用
	車体の形状				バン
	車名				スズキ
	乗車定員				(4)2人
	最大積載量				(250)350kg
	車両重量				900kg
	車両総重量				(1370)1360kg
	車台番号				DA17V-497600
	長さ				339cm
	幅				147cm
	高さ				189cm
前軸重	460kg				
後軸重	440kg				
型式	HBD-DA17V				
原動機の型式	R06A				
総排気量又は定格出力	0.65L				
燃料の種類	ガソリン				
型式指定番号	18014				
類別区分番号	0042				
有効期間の満了する日	令和4年11月10日				
	以上、自動車検査証の表示				
	スズキ エブリイ 令和2年式 ムーンライトバイオレットパールメタリック 走行距離 0.34万キロ			1	
	に取り付けられたカーナビゲーション(Panasonic社製、黒色、取付位置:ダッシュボードの上)				
	スズキ エブリイ 令和2年式 ムーンライトバイオレットパールメタリック 走行距離 0.34万キロ			1	
	に取り付けられたドライブレコーダー(JVCケンウッド社製、黒色、取付位置:フロントガラス内側上部)				
	スズキ エブリイ 令和2年式 ムーンライトバイオレットパールメタリック 走行距離 0.34万キロ			1	
	に取り付けられたドライブレコーダー(JVCケンウッド社製、黒色、取付位置:リアガラス内側上部)				

公 売 公 告 兼 見 積 価 額 公 告

令和3年7月8日

さいたま市長 清水 勇人

国税徴収法第94条の規定により差押財産を公売することとしたから、同法第95条の規定により公告する。

また、同法第98条の規定により公売財産の見積価額を決定したから、同法第99条の規定により公告する。

記

公売財産	名称、数量、その他、公売保証金及び見積価額	別紙「売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量」のとおり
------	-----------------------	---

公売の方法	期間競り売り
-------	--------

公売参加申込期間 公売保証金の提供期間	令和3年7月8日（木） 午後1時00分から 令和3年7月28日（水） 午後11時00分まで
------------------------	--

競り売り開始日時	令和3年8月3日（火） 午後1時00分から
----------	-----------------------

競り売り締切日時	令和3年8月5日（木） 午後11時00分まで
----------	------------------------

公 売 場 所	紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネットオークションシステム上
---------	--

売 却 決 定	日 時 令和3年8月13日（金） 午前10時00分 場 所 さいたま市北部市税事務所 納税調査課
---------	--

代金納付期限	令和3年8月13日（金） 午後2時30分
--------	----------------------

買受人についての資格その他の要件	1 国税徴収法第92条及び第108条該当以外の者 2 公売参加申込期間に所定の公売参加申込手続をした者
------------------	--

その他	1 公売保証金の提供については、クレジットカードによる納付によって行う。 2 最高価申込者の決定の日時及び場所については、令和3年8月6日（金）午前10時までに紀尾井町戦略研究所株式会社が提供する公売に関するインターネット上のサイトにて行う。 3 公売財産の売却決定は最高価申込者に係る入札価額をもって行う。 4 その他については、さいたま市インターネット公売ガイドラインによります。
-----	---

配当を受ける者の権利の申し出について	この公売財産について、配当を受けることができる質権、抵当権、先取特権、留置権等の権利を有する者は、売却決定をする日の前日までに債権現在額申立書により、その内容をさいたま市に申し出てください。
--------------------	---

公売手続きを説明した「さいたま市インターネット公売ガイドライン」がさいたま市北部市税事務所納税調査課に備え付けてあります。その他の詳細についてはさいたま市北部市税事務所納税調査課にお問い合わせください。

担当 さいたま市北部市税事務所 納税調査課 電話番号048-646-3048

別紙 売却区分番号、公売財産の名称、その他、公売保証金及び見積価額、数量

売却区分番号	公売財産の名称、その他	公売保証金 (円)	見積価額 (円)	数量
北2	トヨタ エスティマ 平成18年式 ブラック 走行距離 11万キロ 自動車登録番号又は車両番号 大宮 354り 8000 登録年月日/交付年月日 令和2年12月23日 初度登録年月 平成18年4月 自動車の種別 普通 用途 乗用 自家用・事業用の別 自家用 車体の形状 ステーションワゴン 車名 トヨタ 乗車定員 7人 車両重量 1740kg 車両総重量 2125kg 車台番号 ACR50-7022887 長さ 479cm 幅 180cm 高さ 173cm 前前軸重 1020kg 後後軸重 720kg 型式 DBA-ACR50W 原動機の型式 2AZ 総排気量又は定格出力 2.36L 燃料の種類 ガソリン 型式指定番号 15270 類別区分番号 0065 有効期間の満了する日 令和4年12月22日 以上、登録事項等証明書 現在記録の表示	10,000	94,500	1

さいたま市告示第1108号

（仮称）市民会館うらわ管理運営計画策定等支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

（仮称）市民会館うらわ管理運営計画策定等支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「計画策定」の受注希望業務「その他の計画策定」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者。

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者。

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成28年度以降に国又は地方公共団体において、同種業務の契約を締結し、履行した実績があること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書及び仕様書等を交付するものとする。

(1) 交付等場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課
担当：文化施設係 電話 048（829）1227

(2) 交付等期間

告示の日から令和3年7月26日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付等費用

無償

4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年7月28日（水）午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月30日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年7月30日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条の規定に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課
電話 048（829）1227 FAX 048（829）1996

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課
電話 048（829）1227 FAX 048（829）1996

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 入札参加者は、入札後、本告示、仕様書等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市スポーツ文化局文化部文化振興課及びホームページにおいて閲覧できる。

<http://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1109号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年7月8日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市大宮区三橋一丁目255番1、255番3、256番1

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都武蔵野市境二丁目2番2号

株式会社 飯田産業 代表取締役 千葉 雄二郎

3 許可番号

令和3年6月2日

第変2N2019160号

4 検査済証番号

令和3年7月7日

第完-N2019160号

さいたま市告示第1110号

屋外広告物法（昭和24年法律第189号）第7条第4項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第8条第1項の規定により保管したので、同条第2項並びにさいたま市屋外広告物条例（平成14年条例第109号）第21条の2及び第21条の3の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月8日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量
 - (1) はり札 226枚
 - (2) 立看板 34個
- 2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時
別紙のとおり
- 3 保管場所
さいたま市北区本郷町1872番地
- 4 連絡先
 - (1) 担当 さいたま市 都市局北部都市・公園管理事務所 管理課 都市管理係
 - (2) 電話 048（646）3178

広告物及び掲出物件告示リスト

告示年月日 令和3年7月8日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件			除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	単位	年月日	時間	年月日	時間	
1	北区	はり札	1	枚	4月1日	10:45 から 12:15	4月1日	12時15分	
2	見沼区	はり札	32	枚	4月18日	13:00 から 14:00	4月18日	14時00分	
3	北区	はり札	4	枚	4月20日	10:45 から 13:00	4月20日	13時00分	
4	北区	はり札	2	枚	4月22日	11:00 から 12:00	4月22日	12時00分	
5	見沼区	はり札	11	枚	4月24日	16:00 から 17:00	4月24日	17時00分	
6	北区	はり札	1	枚	4月26日	11:00 から 12:00	4月26日	12時00分	
7	北区	はり札	2	枚	4月26日	13:00 から 14:00	4月26日	14時00分	
8	北区	はり札	4	枚	4月30日	11:00 から 13:00	4月30日	13時00分	
9	見沼区	はり札	20	枚	5月5日	11:00 から 12:00	5月5日	12時00分	
10	北区	はり札	3	枚	5月7日	11:00 から 13:00	5月7日	13時00分	
11	見沼区	はり札	4	枚	5月9日	9:00 から 10:00	5月9日	10時00分	
12	北区	はり札	1	枚	5月11日	9:00 から 11:00	5月11日	11時00分	
13	北区	はり札	14	枚	5月13日	9:00 から 11:00	5月13日	11時00分	
14	北区	はり札	16	枚	5月13日	11:00 から 13:00	5月13日	13時00分	
15	北区	はり札	3	枚	5月17日	9:00 から 11:00	5月17日	11時00分	
16	北区	はり札	4	枚	5月17日	12:00 から 13:00	5月17日	13時00分	
17	見沼区	はり札	14	枚	5月18日	13:30 から 16:00	5月18日	16時00分	
18	北区	立看板	1	個	5月18日	13:30 から 16:00	5月18日	16時00分	
19	見沼区	はり札	8	枚	5月22日	9:00 から 10:00	5月22日	10時00分	
20	北区	はり札	2	枚	5月24日	11:00 から 13:00	5月24日	13時00分	
21	岩槻区	はり札	1	枚	5月25日	13:30 から 16:00	5月25日	16時00分	

広告物及び掲出物件告示リスト

告示年月日 令和3年7月8日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件			除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数量	単位	年月日	時間	年月日	時間	
22	北区	立看板	2	個	5月28日	10:50 から 11:30	5月28日	11時30分	
23	見沼区	はり札	10	枚	5月30日	10:00 から 11:00	5月30日	11時00分	
24	見沼区	はり札	12	枚	6月5日	11:00 から 12:00	6月5日	12時00分	
25	大宮区 北区	立看板	11	個	6月8日	13:30 から 17:00	6月8日	17時00分	
26	大宮区 北区 見沼区	はり札	35	枚	6月11日	13:30 から 16:30	6月11日	16時30分	
27	大宮区 北区 見沼区	立看板	12	個	6月11日	13:30 から 16:30	6月11日	16時30分	
28	見沼区	はり札	5	枚	6月13日	8:00 から 9:00	6月13日	9時00分	
29	西区	はり札	8	枚	6月18日	9:00 から 11:30	6月18日	11時30分	
30	北区 西区	立看板	4	個	6月18日	9:00 から 11:30	6月18日	11時30分	
31	見沼区 岩槻区	立看板	4	個	6月25日	9:00 から 14:00	6月25日	14時00分	
32	大宮区 見沼区	はり札	9	枚	6月28日	13:30 から 16:30	6月28日	16時30分	
	合計	はり札	226	枚					
		立看板	34	個					

さいたま市告示第1111号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年7月13日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年7月8日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
7月 7日	猫	緑区高畑	雑種	オス	白茶	1~2カ 月齢	無	負傷動物

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1112号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和3年7月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和3年度固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受ける者の氏名等

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所財政局南部市税事務所資産課税課家屋第1係

(2) 電話 048（829）1572

さいたま市告示第1113号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべき者に交付する。

令和3年7月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達する書類

令和3年度 固定資産税・都市計画税納税通知書

2 送達を受ける者の氏名等

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市財政局北部市税事務所資産課税課

(2) 電話 048（646）3120

さいたま市告示第1114号

さいたま市新生児タンデムマススクリーニングシステム賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市新生児タンデムマススクリーニングシステム賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課

(3) 数量・特質等

仕様書のとおり

(4) 借入期間

令和3年12月1日から令和8年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 本入札の告示日から過去5年間において、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と本件と同種同程度以上の賃貸借に係る契約の実績（履行中のものも含む。）を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課
担当 代謝免疫係 電話 048(840)2257

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月28日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年7月30日（金）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月5日（木）午前10時00分

イ 場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健所2階第2会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さい

たま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月5日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課
電話 048(840)2257 FAX 048(840)2267

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局健康科学研究センター保健科学課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1115号

さいたま市自転車等放置防止条例（平成13年さいたま市条例第205号）第10条第1項により自転車を撤去し、同条第4項の規定により保管したので、第12条第1項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月9日

さいたま市長 清水 勇 人

1 保管理由

さいたま市自転車等放置防止条例

2 保管開始年月日

令和3年 7月 2日

3 保管場所及び放置箇所

(1) 新開自転車保管所

南浦和駅、東浦和駅、西浦和駅、武蔵浦和駅及び北戸田駅周辺の自転車等放置禁止区域

(2) 吉野原自転車保管所

大宮駅、土呂駅、東大宮駅、北大宮駅、大宮公園駅、大和田駅、七里駅、日進駅、西大宮駅、指扇駅、宮原駅、鉄道博物館駅、加茂宮駅、東宮原駅、今羽駅、吉野原駅及びさいたま新都心駅（東口）周辺の自転車等放置禁止区域及び原動機付自転車

(3) 大戸自転車保管所

浦和駅、北浦和駅、中浦和駅、与野駅、北与野駅、与野本町駅、南与野駅及びさいたま新都心駅（西口）周辺の自転車等放置禁止区域

(4) 岩槻自転車保管所

岩槻駅、東岩槻駅及び浦和美園駅周辺の自転車等放置禁止区域

4 保管自転車

別紙のとおり

5 保管台数

計 46台

6 連絡先

(1) 担当 さいたま市都市局都市計画部自転車まちづくり推進課車両対策事務所

(2) 電話 048（652）8812

保管告示台帳

新開自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/06/28	南浦和駅東口	埼玉県警20-205250212	A20A117912		
2021/06/29	東浦和駅	志村F-02769	A15AA61776		
2021/06/29	南浦和駅西口	不明	SPB130038		
2021/06/29	武蔵浦和駅	埼玉県警21-210175830	A20AK21664		
2021/07/01	南浦和駅東口	埼玉県警11-1590130	B1H15048		
2021/07/01	南浦和駅西口	藤沢北38-0168179	12D0744		
2021/07/01	武蔵浦和駅	千葉県警㊦-099486	TF9B03038		
2021/07/01	武蔵浦和駅	埼玉県警12-2086177	B1G04224		

保管告示台帳

吉野原自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/06/28	大宮駅西口	埼玉県警18-8382567	XC171229117		
2021/06/28	大宮駅西口	埼玉県警21-212054941	A20A109801		
2021/06/28	宮原駅西口	埼玉県警11-1323845	S1A04702		
2021/06/28	大宮公園駅	埼玉県警18-8288091	A15L81239		
2021/06/28	大宮公園駅	不明	U52Y45107		
2021/06/29	大宮駅東口	埼玉県警18-8322493	G171021747		
2021/06/29	北大宮駅	埼玉県警13-3291185	STMAA03126		
2021/07/02	大宮駅東口	埼玉県警18-8207613	B8A77349		
2021/07/02	宮原駅西口	竹ノ塚C-63177	A18AJ24675		
2021/07/02	指扇駅	埼玉県警21-212490806	EH12010		
2021/07/02	大和田駅	埼玉県警19-194580940	B8E03458		
2021/07/02	西大宮駅北口	埼玉県警20-201860938	A20AC02772		

保管告示台帳

大戸自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/06/28	浦和駅東口	栃木県警18-02849	LE25546		
2021/06/28	浦和駅西口	埼玉県警17-7510411	6N02288		
2021/06/28	北浦和駅西口	埼玉県警16-6438106	A16AH33050		
2021/06/28	新都心駅西口	埼玉県警20-203522878	H9G32763		
2021/06/28	北与野駅	埼玉県警09-9504097	H8A22312		
2021/06/28	南与野駅	栃木県警34-26083	G191110071		
2021/06/28	南与野駅	埼玉県警10-0353632	K10AK14468		
2021/06/29	浦和駅東口	埼玉県警18-8416717	A18AB47888		
2021/06/29	浦和駅東口	埼玉県警16-6131085	SPK044519		
2021/06/29	浦和駅西口	埼玉県警18-8495137	SSI005833		
2021/06/29	北浦和駅東口	不明	TC1RF215		
2021/06/29	北浦和駅西口	不明	6F70148		
2021/06/29	南与野駅	埼玉県警15-5482413	B5D01325		
2021/07/01	浦和駅西口	埼玉県警11-1284336	T31MF705		
2021/07/01	北浦和駅東口	埼玉県警09-9451305	S8K19438		
2021/07/01	与野駅東口	埼玉県警15-5214043	B4K08525		
2021/07/01	与野駅西口	埼玉県警10-0220761	LS80699		
2021/07/01	北与野駅	埼玉県警04-4540954	K3J02763		
2021/07/01	与野本町駅	愛知県警19-3-51183	SSA308029		
2021/07/02	浦和駅西口	埼玉県警15-5301598	SPD026848		

保管告示台帳

岩槻自転車保管所

撤去日	撤去場所	防犯登録番号 又は標識番号	車体番号	住所	氏名
2021/06/28	浦和美園駅	埼玉県警18-8019647	A17AG24243		
2021/06/28	岩槻駅	埼玉県警18-8430333	SY8A5861		
2021/06/28	岩槻駅	日野E-11850	F160170016		
2021/06/29	岩槻駅	埼玉県警14-4023946	F3L31603		
2021/07/01	東岩槻駅	不明	LJC21960		
2021/07/01	東岩槻駅	不明	ASY19H0554		

合計: 46台

さいたま市告示第1116号

さいたま市個人情報保護条例（平成13年さいたま市条例第18号）第6条第5項及びさいたま市個人情報保護条例施行規則（平成13年さいたま市規則第19号）第3条に基づき、個人情報取扱事務に係る届出について次のとおり告示する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 個人情報取扱事務開始届出書

別紙のとおり（別紙省略） 54件

2 個人情報取扱事務変更届出書

別紙のとおり（別紙省略） 110件

3 個人情報取扱事務廃止届出書

別紙のとおり（別紙省略） 32件

4 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所総務局総務部行政透明推進課行政透明推進係

(2) 電話 048（829）1118

さいたま市告示第1117号

さいたま市の発注する「岩槻第3処理分区下水道工事（北建-R3-1026）」ほか3件の一般競争入札について、次のとおり公告する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 入札参加資格

(1) 入札に参加しようとする者は、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

- ア 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、かつ、資格者名簿に登載されている事項が工事ごとに別に定める参加資格の要件を満たす者であること。
- イ 参加申請日において、埼玉県電子入札共同システム（以下「システム」という。）で利用可能な電子証明書を取得し、システムの利用者登録が完了していること。なお、入札に参加しようとする工事ごとに参加申請が必要なため、工事ごとに別に定める参加申請受付期間に、競争参加資格確認申請書をシステムにおいて提出すること。
- ウ 本公告日から開札日において、さいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）に基づく入札参加除外の措置を受けていないこと。
- エ 開札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをしていない者若しくは更生手続開始の決定がされた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをしていない者若しくは再生手続開始の決定がされた者であること。ただし、会社更生法の規定による更生手続開始の決定をされた者又は民事再生法の規定による再生手続開始の決定をされた者については、開札日において、別に定める競争入札参加資格の再審査を受け、当該再審査の結果、資格者名簿に登載されている者に限る。
- オ 工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種に係る技術者の資格を有する者を、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条の規定に基づき当該工事に配置できること。なお、専任で配置する技術者は、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係にある者であること。
- カ 参加形態を単体企業又は特定共同企業体の混合とする入札の場合において、単体企業として参加しようとする者は、同一工事に参加する特定共同企業体の構成員でないこと。
- キ 本公告日において、健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険（以下「社会保険等」という。）に、事業主として加入しているものであること。ただし、当該保険の全部又は一部について法令で適用が除外されている者はこの限りでない。
- ク 本公告日から入札書提出期間の末日までの期間において、同一入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
- ケ 本公告日から落札者決定までの期間において、国、都道府県及び埼玉県内市町村から工事成績不良の事由による入札参加停止の措置を2回以上受けていない者であること。

コ 本公告日において、工事ごとに別に定める名簿登載業種等に記載の業種について、有効な建設業法第27条の23に規定する経営事項審査を受けていること。

サ アからコまでに掲げるもののほか、本公告日において、工事ごとに別に定める参加資格をすべて満たす者であること。

(2) 入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、(1)で定める事項を満たす者をその構成員とし、かつ、次に掲げる事項をすべて満たしていなければならない。

ア 自主的に結成された特定共同企業体であること。

イ その構成員が同一工事における他の特定共同企業体の構成員でないこと。

ウ その構成員が同一工事に単体企業として参加していないこと。

エ 事業協同組合とその組合員が同一の特定共同企業体の構成員でないこと。

オ 代表構成員の出資比率がその者以外の構成員の出資比率を上回っていること。

カ 2者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ30%以上であること。

キ 3者による特定共同企業体である場合、構成員の出資比率はそれぞれ20%以上であること。

ク 構成員は、それぞれ(1)オに定める技術者を当該工事に専任で配置できること。なお、監理技術者の資格を要する工事においては、監理技術者は代表構成員が配置すること。

2 入札参加資格の確認

(1) 開札後、工事ごとに別に定める予定価格の110分の100の価格（以下「入札書比較価格」という。）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格（さいたま市建設工事等最低制限価格取扱要綱（平成19年さいたま市制定。以下「最低制限価格取扱要綱」という。）第4条に規定する最低制限価格をいう。以下同じ。）を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限価格の110分の100の価格（以下「最低制限比較価格」という。）以上の価格をもって入札を行った者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を落札候補者として通知し、落札を保留する。

(2) (1)において、落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじにより落札候補者を決定する。

(3) 落札候補者は、落札候補者決定の通知をした日の翌日（その日がさいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条に掲げる休日（以下「休日」という。）に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに次に掲げる資格確認書類を財政局契約管理部契約課（以下「契約課」という。）に提出しなければならない。

ア 一般競争入札参加資格等確認資料

イ 工事に配置予定の技術者に係る技術検定等合格証明書等の写し（実務経験による場合は経歴書）、監理技術者の資格を要する工事においては監理技術者資格証の表面と裏面の写し及び監理技術者講習修了証の写し

ウ 工事に配置予定の技術者の雇用関係を証する書類の写し（専任で配置する技術者にあつては、参加申請日以前に恒常的に3箇月以上の雇用関係を証明できること。なお、イに掲げる監理技術者資格証の写しをもって確認できる場合は、これを省略できる。）

エ 工事ごとに別に定める参加資格に施工実績を求めている場合は、施工実績として規定する工事の契約書の写し及び工事概要の記載された仕様書の写し又は財団法人日本建設情報総合センターが提供する「工事実績情報システム（CORINS）」の竣工時工事カルテ受領書（工事

概要の記載されているもの）の写し（共同企業体（乙型）としての実績の場合は、自社の施工実績が分かる資料の写しも添付すること。）

オ 本公告日において有効かつ最新の「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」（以下「経審結果」という。）の写し

カ 社会保険等に全て加入している場合は、社会保険等の加入に関する誓約書又は社会保険等の全部若しくは一部について法令で適用が除外されている場合には、社会保険等の適用除外に関する誓約書（経審結果に記載の社会保険等の加入状況について、本公告日時点で変更が生じている場合は別紙「健康保険、厚生年金保険及び雇用保険の加入確認の提出書類」の該当する状況の書類を併せて添付すること。）

キ 資本関係又は人的関係確認書

ク 入札参加停止措置に関する誓約書

ケ アからクまでに掲げるもののほか、工事ごとに別に定める書類

(4) 落札候補者が特定共同企業体である場合には、(3)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。なお、イ及びウについては、袋とじにして各構成員の割印を押すものとする。

ア 共同企業体入札参加資格審査申請書（さいたま市建設工事等共同企業体取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「共同企業体取扱要綱」という。）様式第1号）

イ 共同企業体協定書（共同企業体取扱要綱様式第2号。共同企業体協定書第8条に基づく協定書（共同企業体取扱要綱様式第3号）を含む。）

ウ 委任状（共同企業体取扱要綱様式第4号）

3 落札者の決定

(1) 落札者の決定は、落札候補者決定の通知をした日の翌日から起算して3日以内（休日を除く。）に、2(3)及び(4)において提出された書類に基づく入札参加資格の確認を経て行う。落札候補者が入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がした入札を無効とし、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

(2) (1)において落札候補者の入札を無効とした場合、新たに落札候補者となるべき者が2人以上あるときは、電子くじによりこれを決定する。

(3) 市長は、(1)の場合において、入札が無効となった者に対しその理由を付してこれを通知する。

(4) 開札後、落札者を決定するまでの間に、当該入札に係る落札候補者がさいたま市建設工事等請負業者入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けた場合、さいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱に基づく入札参加除外の措置を受けた場合又は会社更生法に基づき更生手続開始の申立て若しくは民事再生法に基づき再生手続開始の申立てを行った場合は、その者を落札者とせず、入札書比較価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者（最低制限価格を定めている場合は、入札書比較価格の制限の範囲内で最低制限比較価格以上の価格をもって入札を行ったその者以外の者のうち最低の価格をもって入札を行った者）を新たに落札候補者とする。

4 調査基準価格を定めている場合の低入札価格調査

- (1) 調査基準価格（さいたま市建設工事等低入札価格取扱要綱（平成13年さいたま市制定。以下「低入札価格取扱要綱」という。）第3条に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を定めている場合において、開札の結果、入札書比較価格の制限の範囲内で入札を行った者の入札価格が調査基準価格の110分の100の価格を下回る価格であった場合は、落札を保留し、当該入札を行った者（以下「低価格入札者」という。）について、低入札価格調査を行う。
- (2) 失格基準（低入札価格取扱要綱第5条に規定する失格基準をいう。以下同じ。）を定めている場合において、低価格入札者について提出された入札金額見積内訳書の直接工事費、共通仮設費、現場管理費及び一般管理費の総額である入札金額が、失格基準を下回った場合は、この者がした入札を失格とする。
- (3) 低価格入札者（失格基準による低入札価格調査を行った場合は、これにより失格とならなかった低価格入札者）は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに2(3)及び(4)に掲げる資格確認書類と併せて次に掲げる書類を契約課に提出しなければならない。
 - ア 低入札価格調査に係る書類の提出について（低入札価格取扱要綱様式第1号）
 - イ 当該価格で入札した理由（低入札価格取扱要綱様式第2号）
 - ウ 直接工事費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第3号）
 - エ 共通仮設費に係る内訳書（低入札価格取扱要綱様式第4号）
 - オ 下請予定業者等一覧表（低入札価格取扱要綱様式第5号）
 - カ 配置予定技術者名簿（低入札価格取扱要綱様式第6号）
 - キ 手持ち工事の状況（対象工事現場付近）（低入札価格取扱要綱様式第7号）
 - ク 手持ち工事の状況（対象工事関連）（低入札価格取扱要綱様式第8号）
 - ケ 契約対象工事箇所と入札者の事務所、倉庫等との関係（低入札価格取扱要綱様式第9号）
 - コ 手持ち資材の状況（低入札価格取扱要綱様式第10号）
 - サ 資材購入予定先一覧（低入札価格取扱要綱様式第11号）
 - シ 手持ち機械の状況（低入札価格取扱要綱様式第12号）
 - ス 機械リース元一覧（低入札価格取扱要綱様式第13号）
 - セ 過去に施工した同種の公共工事名及び発注者（低入札価格取扱要綱様式第14号）
 - ソ 誓約書（低入札価格取扱要綱様式第15号）
 - タ 社会保険等への加入状況届（低入札価格取扱要綱様式第16号）
- (4) 失格基準を定めている場合における再度入札の低価格入札者は、落札保留の通知をした日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までに再度入札に係る入札金額見積内訳書を契約課に提出しなければならない。この場合において、失格とならなかった低価格入札者の前項に掲げる書類の提出は、再度入札に係る入札金額見積内訳書を提出した日の翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）の午後3時までとする。
- (5) 落札者の決定は、落札保留の通知をした日の翌日から起算して21日以内に、(3)において提出された書類に基づく低入札価格調査及び入札参加資格の確認を経て行う。低入札価格調査において、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた場合は、その者がした入札を失格とする。また、入札参加資格を満たす者でないことを確認した場合は、その者がし

た入札を無効とする。

5 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布

- (1) 設計図書等の閲覧、貸出し又は配布（以下「設計図書等の閲覧等」という。）の方法は工事ごとに別に定める。
- (2) 設計図書等の閲覧等を工事担当課にて行う場合には、設計図書等の閲覧等を希望する者は、設計図書等貸出申請書を工事担当課に提示すること。なお、入札に参加しようとする者が特定共同企業体である場合には、代表構成員となり得る者に設計図書等の閲覧等を行う。
- (3) 設計図書等の閲覧等を電子配布とする場合には、入札情報公開システムに掲載する「発注図書公開 URL ファイル.pdf」より発注図書閲覧・ダウンロード URL を参照すること。
- (4) 設計図書等に関する質問及び回答は、システムにおいて行う。ただし、回答の内容によっては書面により行う場合がある。質問の受付期間及び回答日は工事ごとに別に定める。
- (5) やむを得ない理由により、システムにおいて設計図書等に関する質問を行うことができない場合は、書面による質疑応答書の提出を行うことができる。この場合、回答は契約課窓口において書面により行い、併せて質問及び回答を入札情報公開システムに掲示する。

6 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。入札保証金を免除する場合は、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条第1項の規定による。
- (2) 契約保証金の取扱いについては工事ごとに別に定める。契約保証金を求める場合の取扱いについては、さいたま市契約規則第29条の規定による。

7 契約金の支払方法

- (1) 前金払及び部分払の有無については工事ごとに別に定める。
- (2) 前金払をする場合の前払金の額は、契約金額の10分の4以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の4以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

債務負担に該当する契約に係る前払金の請求については、工事ごとに別に定める。

- (3) 部分払をする場合には、3箇月ごとに出来形部分の10分の9に相当する額を限度として行うこととする。
- (4) 契約金額が500万円以上で、かつ、工期が2月を超える工事は、中間前金払をすることができる。この場合において、部分払の適用のある工事については、中間前金払と部分払は選択制とし、契約締結時に選択するものとする。ただし、継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、中間前金払を選択した場合であっても、当該年度末の部分払を行うことができる。
- (5) 中間前金払をする場合の中間前払金の額は、当該工事の材料費等に相当する額として契約金額の10分の2以内（継続費等の2年以上にわたる契約にあっては、その年度の支払限度額の10分の2以内）とする。この場合において1万円未満の端数は切り捨てるものとする。

8 入札の無効

さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得（平成18年さいたま市制定）第16条第1項各号のいずれかに該当する入札は無効とする。

9 その他

- (1) 本公告の写しは、市のホームページに掲載し、契約課にて閲覧に供する。

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

- (2) 本公告に係る入札に用いる書類は、市のホームページからダウンロードして使用すること。
- (3) 入札に参加しようとする者は、システムに掲載する注意事項を熟知した上で参加すること。
- (4) 開札は市民に公開する。傍聴の申込者が多数の場合は、会場の規模に応じ申込順により人数制限を行う。
- (5) 入札の参加者は開札に立会うことができる。立会いを希望する参加者は、開札日時までに届出書（さいたま市電子入札運用基準（平成18年さいたま市制定）様式第3号）を契約課に提出すること。また、代理人が立会う場合は併せて委任状（さいたま市電子入札運用基準様式第4号）を提出すること。
- (6) 再度入札は1回までとし、原則として初度入札の当日又は翌日（その日が休日に当たる場合は、その翌日）に行うものとする。ただし、予定価格を事前公表している場合は、再度入札は行わない。再度入札を行う場合において、初度入札に参加しない者、初度入札において無効の入札を行った者及び失格となった者は、再度入札に参加することができない。
- (7) 本市発注の建設工事を初めて請負うことになる落札候補者等（以下「調査対象者」という。）は、必要に応じて行う事業所の所在地等の調査に協力すること。ただし、調査対象者が特定共同企業体である場合を除く。
- (8) 落札者は、一般競争入札参加資格等確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事に配置すること。
- (9) 本公告に定めのない事項は、さいたま市建設工事等に係る競争入札参加者心得、さいたま市建設工事等事後審査型一般競争入札取扱要綱（平成19年さいたま市制定）、低入札価格取扱要綱、最低制限価格取扱要綱、さいたま市電子入札運用基準及びさいたま市競争入札参加資格業者実態調査実施要領（平成24年さいたま市制定）の定めるところによる。

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4387-20							
入札方法	一般競争入札（電子）							
参加形態	単体企業							
工事名	岩槻第3処理分区下水道工事（北建-R3-1026）							
工事場所	さいたま市岩槻区本町2丁目地内							
履行期間	契約確定の日から令和3年12月10日まで							
概要	延長40.6m 管きょ工 圧入工工程推進（φ200、低耐）40.6m マンホール工 小型マンホール1箇所 付帯工一式							
予定価格（税込）	事後公表							
最低制限価格	設定する							
参加申請受付期間	令和3年7月20日（火）午前9時から 令和3年7月26日（月）午後5時まで							
入札書提出期間	令和3年7月27日（火）午前9時から 令和3年7月28日（水）午後5時まで							
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月29日（木）午後2時20分							
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。						
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。						
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。						
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-						
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月12日（月）から						
	質問受付期間	令和3年7月12日（月）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで						
	質問回答期日	令和3年7月26日（月）						
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 							
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所下水道建設課 電話 048-646-3263							
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180							

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-3473-2								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	山丸公園外6公園遊具再設置工事								
工事場所	さいたま市大宮区吉敷町1丁目地内外								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月28日まで								
概要	公園土工一式 伐採工一式 遊具組立設置工一式 すべり台（中）5基 小型複合遊具（A）1基（B）1基								
予定価格（税込）	18,194,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月20日（火）午前9時から 令和3年7月26日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月27日（火）午前9時から 令和3年7月28日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月29日（木）午後2時30分								
参加資格	名簿登載業種等	造園工事業 B級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市内に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の造園工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月12日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月12日（月）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月26日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・本工事は、「さいたま市週休2日ステップアップ試行工事（R2）」の対象案件である。 ・本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。 								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市都市局北部都市・公園管理事務所管理課 電話 048-646-3179								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4356-46								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	ゾーン30対策工事（大宮区櫛引町1丁目地区）								
工事場所	さいたま市大宮区櫛引町1丁目地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年11月30日まで								
概要	工事面積 26ha 区画線設置（実線 15 cm）3400m（破線 30 cm）49m（破線 45 cm）2m（ゼブラ 45 cm）113m（文字・記号・15 cm換算）1798m（緑色）256㎡（赤色）16㎡ 区画線消去 370m 薄層カラー舗装 19㎡								
予定価格（税込）	11,506,000円								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月20日（火）午前9時から 令和3年7月26日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月27日（火）午前9時から 令和3年7月28日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月29日（木）午後2時40分								
参加資格	名簿登載業種等	塗装工事業 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市北部建設事務所の所管区域内（西区、北区、大宮区、見沼区及び岩槻区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	本市発注の塗装工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月12日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月12日（月）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月26日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番地1 さいたま市建設局北部建設事務所道路安全対策課 電話 048-646-3207								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

契約整理番号	03-4487-23								
入札方法	一般競争入札（電子）								
参加形態	単体企業								
工事名	浦和第1処理分区下水道工事（南建-R3-1006）								
工事場所	さいたま市緑区大字大門地内								
履行期間	契約確定の日から令和3年12月10日まで								
概要	延長173.7m 管きょ工 開削（φ200mm、塩ビ管）173.7m マンホール工 組立1号マンホール4箇所 付帯工一式								
予定価格（税込）	事後公表								
最低制限価格	設定する								
参加申請受付期間	令和3年7月20日（火）午前9時から 令和3年7月26日（月）午後5時まで								
入札書提出期間	令和3年7月27日（火）午前9時から 令和3年7月28日（水）午後5時まで								
開札の場所及び日時	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市役所 入札室 令和3年7月29日（木）午後2時50分								
参加資格	名簿登載業種等	土木工事業 C級 本公告日において、令和3・4年度のさいたま市競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に、上記に示す業種及び等級で登載された者であること。							
	所在地区分	さいたま市南部建設事務所の所管区域内（中央区、桜区、浦和区、南区及び緑区）に、本店を有していること。 本公告日において、資格者名簿に登載された申請事業所の所在地が上記に示す要件を満たすこと。							
	施工実績等	次の(1)及び(2)の要件を満たしていること。 (1) 本公告日において、平成23年度以降、国、地方公共団体等が発注した、請負代金額が500万円以上の土木工事又は舗装工事を元請として完成させた実績があること。 (2) 本市発注の土木工事について、本公告日以前3箇月において、通知した「工事完成検査結果及び工事成績評定結果通知書」の「評定点合計」が65点を下回っていないこと。なお、期間の算定に当たっては、当該通知書の通知日を基準とする。							
	2に掲げるもの以外に提出を要する書類	-							
設計図書等	閲覧等の方法及び開始期日	電子配布 令和3年7月12日（月）から							
	質問受付期間	令和3年7月12日（月）午前9時から 令和3年7月19日（月）午後5時まで							
	質問回答期日	令和3年7月26日（月）							
保証金及び支払方法	入札保証金	免除	契約保証金	要	前金払	有	部分払	有	
その他	本工事は、現場代理人の常駐義務の緩和のうち、兼務を認める対象工事に該当する。								
工事担当課	さいたま市中央区下落合5丁目7番10号 さいたま市建設局南部建設事務所下水道建設課 電話 048-840-6263								
契約担当課	さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号 さいたま市財政局契約管理部契約課 電話 048-829-1180								

さいたま市告示第1118号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市北区日進町二丁目1427番1、1427番4、1428番1、1428番4

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年 1月27日

第開-N2020106号

4 検査済証番号

令和3年 7月 9日

第完-N2020106号

さいたま市告示第1119号

農業振興地域整備計画を変更するので、「農業振興地域の整備に関する法律」（昭和44年法律第58号）第13条第4項で準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告するとともに、当該農業振興地域整備計画のうち、農用地利用計画の変更案を次により縦覧に供する。

なお、さいたま市に住所を有する者は、当該農業振興地域整備計画の変更案に対して意見のあるときは縦覧期間中にさいたま市に対し意見書を提出することができる。

また、当該農用地利用計画の変更案に係る農用地区域内にある土地の所有者その他その土地に関し権利を有する者は、当該農用地利用計画の変更案に対して異議があるときは、縦覧期間満了の翌日から起算して15日以内に市にこれを申し出ることができる。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 農用地利用計画の変更案の縦覧場所
さいたま市役所経済局農業政策部農業環境整備課
- 2 農用地利用計画の変更案の縦覧期間
自 令和3年 7月12日
至 令和3年 8月11日
- 3 連絡先
担当 さいたま市経済局農業政策部農業環境整備課
電話 048（829）1377

さいたま市告示第1120号

さいたま市ひとり親家庭等医療事務講座業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

- (1) 件名
さいたま市ひとり親家庭等医療事務講座業務
- (2) 履行場所
業務委託先
- (3) 業務概要
仕様書のとおり
- (4) 履行期間
契約締結の日から令和4年3月15日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

- (1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「電算」の受注希望業務「その他の電算」で掲載されている者であること。
- (2) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者
- (3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。
- (4) 告示の日から過去2年の間、医療事務講座を適切に実施した実績を有する者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

- (1) 交付場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
担当 手当係 電話 048（829）1270
- (2) 交付期間
告示の日から令和3年7月26日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付場所
3(1)に同じ
 - (2) 交付日時
令和3年7月30日（金）午前9時から午後4時まで
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和3年8月3日（火）午後2時00分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所地下1階 第2会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。
 - (4) 開札の日時及び場所
 - ア 日時
令和3年8月3日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課
電話 048(829)1909 FAX 048(829)1960

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市子ども未来局子ども育成部子育て支援政策課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1121号

さいたま市都市計画窓口支援システム機器等賃貸借について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市都市計画窓口支援システム機器等賃貸借

(2) 借入場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 数量・特質等

入札説明書のとおり

(4) 借入期間

令和4年3月1日から令和9年2月28日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「レンタル・リース」内の営業種目「OA機器リース等」で登録されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市計画課
担当 都市施設係 電話 048（829）1404

- (2) 交付期間
告示の日から令和3年7月26日（月）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）
- (3) 交付費用
無償
- 4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付方法
全て郵送とする。
 - (2) 交付日
令和3年7月29日（木）までに交付するものとする。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
単価（月額）で行う。入札金額は、賃借料1月当たりの額を記入すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
ア 日時
令和3年8月5日（木）午後3時00分
イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第2入札室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額（月額）に月数を乗じた額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除と

する。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月5日（木）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市都市局都市計画部都市計画課
電話 048(829)1404 FAX 048(829)1979

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額（月額）に月数を乗じた額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された競争入札参加申込兼資格確認申請書等は、返却しない。

(2) 契約条項等は、さいたま市都市局都市計画部都市計画課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1122号

令和3年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア会場設営等支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

令和3年度さいたま市総合防災訓練・防災フェア会場設営等支援業務

(2) 履行場所

さいたま市桜区在家591 荒川総合運動公園外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和3年11月30日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「イベント・催事」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 都道府県又は政令指定都市が開催した防災訓練の企画及び運営業務を受託し完了した実績があることを証明した者であること。

3 入札説明書の交付等

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。なお、仕様書は貸与するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
担当 防災対策係 電話 048(829)1127

(2) 交付期間

本入札の告示日から令和3年7月27日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成1

3年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

- (3) 交付費用
無償
- (4) 仕様書の返却
入札説明書のとおり
- 4 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出
本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。
 - (1) 提出書類
 - ア 一般競争入札参加申込兼資格確認申請書
 - イ 入札説明書に定める書類
 - (2) 受付期間
3(2)に同じ
 - (3) 受付場所
3(1)に同じ
 - (4) 提出方法
持参
- 5 一般競争入札参加資格確認結果通知書の交付
確認審査終了後、一般競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。
 - (1) 交付方法
全て郵送とする。
 - (2) 交付日
令和3年7月29日（木）に交付するものとする。
- 6 入札手続等
 - (1) 入札方法
総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - (2) 入札の日時及び場所
 - ア 日時
令和3年8月6日（金）午後2時00分
 - イ 場所
さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所消防庁舎3階関係課会議室
 - (3) 入札保証金
見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月6日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 最低制限価格

設定する。なお、最低制限価格を下回る入札をした者は、再度入札に参加することはできない。

(6) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で、同条第4項及び第5項に基づいて作成された最低制限価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(8) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部危機管理課
電話 048(829)1128 FAX 048(829)1936

(9) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市総務局危機管理部防災課
電話 048(829)1127 FAX 048(829)1978

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) 提出された一般競争入札参加申込兼資格確認申請書等は返却しない。

(2) 入札後、入札参加者は、本告示、仕様書、現場等についての不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

(3) 契約条項等は、さいたま市総務局危機管理部防災課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(4) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1123号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市桜区大字宿131番地
- (2) 氏名 有限会社 岡山宅建 取締役 元木 孝一郎

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市北区日進町三丁目570番2
- (2) 指定の年月日 令和3年7月9日
- (3) 指定の番号 第北21-007号
- (4) 道路の幅員 5.20m
- (5) 道路の延長 23.22m

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1124号

無効となるさいたま市国民健康保険被保険者証等について、別紙のとおり（別紙省略）告示する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市告示第1125号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税納税（更正）通知書

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第1126号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達する。

なお、当該書類はさいたま市長が保管し、いつでも送達を受けるべきものに交付する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

国民健康保険税特別徴収（仮徴収）変更通知

2 送達を受ける者の住所及び氏名

別紙のとおり（別紙省略）

3 その他

地方税法第20条の2第3項の規定により、公示をした日から起算して7日を経過したときは、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

区役所保険年金課 国保係（市外局番は全て048）

西区役所	〒331-8587	西区西大宮3-4-2	TEL. 620-2673
北区役所	〒331-8586	北区宮原町1-852-1	TEL. 669-6073
大宮区役所	〒330-8501	大宮区吉敷町1-124-1	TEL. 646-3073
見沼区役所	〒337-8586	見沼区堀崎町12-36	TEL. 681-6073
中央区役所	〒338-8686	中央区下落合5-7-10	TEL. 840-6073
桜区役所	〒338-8586	桜区道場4-3-1	TEL. 856-6183
浦和区役所	〒330-9586	浦和区常盤6-4-4	TEL. 829-6162
南区役所	〒336-8586	南区別所7-20-1	TEL. 844-7183
緑区役所	〒336-8587	緑区大字中尾975-1	TEL. 712-1183
岩槻区役所	〒339-8585	岩槻区本町3-2-5	TEL. 790-0174

さいたま市告示第1127号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市緑区大字三室字北宿2417番2、2449番15、2455番3、2455番5、
2458番3

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南埼玉郡宮代町百間4-2-22

株式会社セキ薬品 代表取締役 関 善夫

3 許可番号

令和2年12月3日

第 開 - S 2 0 2 0 0 5 5 号

4 検査済証番号

令和3年7月9日

第 完 - S 2 0 2 0 0 5 5 号

さいたま市告示第1128号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗の変更の届出があったので、その概要等を同法第6条第3項の規定において準用する同法第5条第3項の規定に基づき公告します。

令和3年7月12日

さいたま市長 清水 勇 人

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ヤオコー大宮盆栽町店
所在地 さいたま市北区盆栽町485番地1

(2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

名 称 エムエル・エステート株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 松井 雅人
住 所 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

(3) 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
（変更前）

名 称 エムエル・エステート株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 石山 博英
住 所 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

（変更後）

名 称 エムエル・エステート株式会社
代表者氏名 代表取締役社長 松井 雅人
住 所 東京都港区虎ノ門一丁目2番6号

(4) 変更の年月日

令和3年6月1日

(5) 変更する理由

代表者を変更した為

2 届出年月日

令和3年7月5日

3 届出及び添付書類の縦覧期間

令和3年7月12日から令和3年11月12日まで。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。

4 届出及び添付書類の縦覧場所

(1) さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号
電話 048（829）1364
FAX 048（829）1944

(2) 大宮区役所区民生活部地域商工室

住所 さいたま市大宮区吉敷町1丁目124番1号

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

電話 048（646）3093

FAX 048（646）3151

- 5 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に、さいたま市長に対し、意見書の提出によりこれを述べることができます。

(1) 意見書の提出期間

令和3年7月12日から令和3年11月12日まで。

(2) 意見書の提出先

さいたま市役所経済局商工観光部商業振興課

郵便番号 330-9588

住所 さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

電話 048（829）1364

FAX 048（829）1944

さいたま市告示第1129号

さいたま市のびのび健診受診PRデザイン・印刷業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市のびのび健診受診PRデザイン・印刷業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月18日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）

（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「デザイン」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課
担当 保健事業係 岡田 電話 048（829）1277

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月27日（火）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年8月3日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に84円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月17日（火）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月17日（火）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部福祉総務課

電話 048(829)1253 FAX 048(829)1961

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課

電話 048(829)1277 FAX 048(829)1938

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市保健福祉局福祉部国民健康保険課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1130号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 埼玉県川口市芝四丁目1番4号
- (2) 氏名 株式会社コスモホーム 代表取締役 青山 渉

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市南区大字太田窪字新田2000番110、2000番111
- (2) 指定の年月日 令和3年7月13日
- (3) 指定の番号 第南21-012号
- (4) 道路の幅員 4.00m
- (5) 道路の延長 13.97m

さいたま市告示第1131号

さいたま市インターネット広告支援業務について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

さいたま市インターネット広告支援業務

(2) 履行場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4外

(3) 業務概要

仕様書のとおり

(4) 履行機関

契約締結の日から令和4年3月25日まで

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（業務委託）（以下「名簿」という。）に業務「製作等」の受注希望業務「コンピュータ関連」で掲載されている者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 平成31年4月1日以降、国（独立行政法人を含む。）又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする業務の契約実績を2件以上有し、かつ、これらを全て誠実に履行した者であること。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室シティセールス推進課
担当 推進係 電話 048(829)1034

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月29日（木）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さ

いたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年8月3日（火）午前9時から午後4時まで

(3) その他

郵送希望者については、4の書類提出時において返信用封筒に94円切手を貼付し、申し出た場合のみ受け付けるものとする。

6 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月20日（金）午前10時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟2階第3会議室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13

年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月20日（金）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

6(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室秘書課

電話 048(829)1014 FAX 048(829)1018

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市市長公室シティセールス推進課

電話 048(829)1034 FAX 048(829)1018

7 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

8 その他

(1) この業務委託契約において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約条項等は、さいたま市市長公室シティセールス推進課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(3) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1132号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

道場第一自治会

2 変更した事項

- ・ 代表者の氏名及び住所 （省略）

3 変更年月日

令和3年4月18日

4 連絡先

- (1) 担当 桜区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（856）6131

さいたま市告示第1133号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定により認可をした「地縁による団体」については、告示した事項に変更があった旨の届出がされたので、同条第10項の規定により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 名 称

道場第三自治会

2 変更した事項

- ・ 代表者の氏名及び住所 （省略）

3 変更年月日

令和3年4月10日

4 連絡先

- (1) 担当 桜区役所区民生活部コミュニティ課地域活動係
- (2) 電話 048（856）6131

さいたま市告示第1134号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条により、次のとおり告示する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 申請者

- (1) 住所 さいたま市大宮区天沼町一丁目75番地
- (2) 氏名 有限会社フジショウ 代表取締役 小林 潤一

2 位置指定道路の概要

- (1) 道路の位置 さいたま市西区三橋五丁目1140番7、同番15、同番20
1144番2、同番6、同番7
- (2) 指定の年月日 令和3年7月12日
- (3) 指定の番号 第北21-008号
- (4) 道路の幅員 4.00、4.50m
- (5) 道路の延長 34.95m

さいたま市告示第1135号

超音波洗浄流し台外7件の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名

超音波洗浄流し台外7件

(2) 納入場所

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市健康科学研究センター生活科学課

(3) 数量

- ア 超音波洗浄流し台 一式
- イ バイオメディカルフリーザー 一式
- ウ リアルタイムPCR 一式
- エ インキュベーター 一式
- オ フリーザー付き薬用保冷庫 一式
- カ 超低温フリーザー 一式
- キ オートクレーブ 一式
- ク 全自動洗浄機 一式

(4) 特質等

入札説明書による。

(5) 納入期限

令和3年12月28日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「精密機械」内の営業種目「理化学器械器具」で登載され、かつ、市内に本店又は本市との契約権限を有する支店若しくは営業所を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てが

なされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

- (5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4　さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係　電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月28日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

- ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書
- イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年8月5日（木）及び令和3年8月6日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

- (1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

- (2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月25日（水）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年8月25日（水）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市中央区鈴谷7-5-12 さいたま市保健福祉局健康科学研究センター生活科学課
電話 048(840)2262 FAX 048(840)2267

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

- (1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。
<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>
- (2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1136号

さいたま市立大宮国際中等教育学校普通教室等什器備品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

さいたま市立大宮国際中等教育学校普通教室等什器備品 一式

(2) 納入場所

さいたま市大宮区三橋4-96 さいたま市立大宮国際中等教育学校

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和4年3月15日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」又は「木製什器」で掲載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月28日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年8月5日（木）及び令和3年8月6日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月6日（月）午後2時00分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月6日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育課

電話 048(829)1673 FAX 048(829)1990

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1137号

さいたま市立大宮国際中等教育学校特別教室什器備品の購入について、次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6の規定に基づき公告する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 競争入札に付する事項

(1) 件名及び数量

さいたま市立大宮国際中等教育学校特別教室什器備品 一式

(2) 納入場所

さいたま市大宮区三橋4-96 さいたま市立大宮国際中等教育学校

(3) 特質等

入札説明書のとおり

(4) 納入期限

令和4年3月15日

2 競争入札参加資格に関する事項

本入札に参加を希望する者は、次の全ての要件を満たしていなければならない。

(1) 本入札の告示日において、令和3・4年度さいたま市競争入札参加資格者名簿（物品納入等）

（以下「名簿」という。）に種目「事務用品・什器」内の営業種目「鋼製什器」若しくは「木製什器」又は種目「学校・保育用品」内の営業種目「学校用品」で掲載され、かつ、市内に本店を有している者であること。

(2) 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 特別な理由がある場合を除き、契約を締結する能力を有しない者、破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者

イ 施行令第167条の4第2項の規定により、さいたま市の一般競争入札に参加させないこととされた者

(3) 本入札の告示日から入札日までの間、さいたま市物品納入等及び委託業務業者入札参加停止要綱（平成19年さいたま市制定）による入札参加停止の措置又はさいたま市の締結する契約からの暴力団排除措置に関する要綱（平成13年さいたま市制定）による入札参加除外の措置を受けている期間がない者であること。

(4) 入札日において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、更生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

(5) 入札日において、民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、再生手続開始の決定がなされている者はこの限りでない。

3 入札説明書の交付

本入札に参加を希望する者で、2の要件を満たす者に対し、入札説明書を交付するものとする。

(1) 交付場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課

担当 物品契約係 電話 048（829）1181

(2) 交付期間

告示の日から令和3年7月28日（水）まで（さいたま市の休日を定める条例（平成13年さいたま市条例第2号）第1条第1項に規定する休日を除く午前9時から午後4時まで）

(3) 交付費用

無償

4 競争入札参加申込兼資格確認申請書の提出

本入札に参加を希望する者は、入札参加申込及び入札参加資格の確認審査（以下「確認審査」という。）の申請を行わなければならない。名簿に登載されている者であっても、入札期日において確認審査を受けていない者は、入札に参加する資格を有しない。

(1) 提出書類

ア 競争入札参加申込兼資格確認申請書

イ 入札説明書に定める書類

(2) 受付期間

3(2)に同じ

(3) 受付場所

3(1)に同じ

(4) 提出方法

持参

5 競争入札参加資格確認結果通知書の交付

確認審査終了後、競争入札参加資格確認結果通知書を交付するものとする。

(1) 交付場所

3(1)に同じ

(2) 交付日時

令和3年8月5日（木）及び令和3年8月6日（金）午前9時から午後4時まで。なお、交付日時までに競争入札参加資格確認結果通知書の交付を受けなかった者については、入札を辞退したものとみなす。

6 競争入札参加資格の喪失

本入札の参加資格を有する者が、次のいずれかに該当するときは、本入札に参加することができない。

(1) 本告示に定める資格要件を満たさなくなったとき。

(2) 競争入札参加申込兼資格確認申請書及び提出書類について、虚偽の記載をしたとき。

7 入札手続等

(1) 入札方法

総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月6日（月）午後2時15分

イ 場所

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市役所西会議棟1階第1入札室

(3) 入札保証金

見積もった金額の100分の5以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第9条の規定に該当する場合は、免除とする。

(4) 開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年9月6日（月）入札終了後、直ちに行う。

イ 場所

7(2)イに同じ

(5) 落札者の決定方法

さいたま市契約規則第11条第1項及び第2項の規定に基づいて作成した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(6) 入札の無効

さいたま市契約規則第13条に該当する入札は無効とする。

(7) 入札事務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市財政局契約管理部調達課
電話 048(829)1181 FAX 048(829)1986

(8) 業務を担当する課

さいたま市浦和区常盤6-4-4 さいたま市教育委員会事務局学校教育部高校教育課
電話 048(829)1673 FAX 048(829)1990

8 契約手続等

(1) 契約保証金

契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、さいたま市契約規則第30条の規定に該当する場合は、免除とする。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 議決の要否

否

9 その他

(1) 契約条項等は、さいたま市財政局契約管理部調達課及びホームページにおいて閲覧できる。

<https://www.city.saitama.jp/005/001/017/009/index.html>

(2) 詳細は、入札説明書による。

さいたま市告示第1138号

下記の書類を介護保険法（平成9年法律第123号）第143条で準用する地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2の規定により公示送達する。

なお、当該書類については、さいたま市長が保管し、送達を受けるべき者については、管轄の各区役所高齢介護課にていつでも交付する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

- 1 送達を受けるべき者及び送達する書類
別紙のとおり（別紙省略）

さいたま市告示第1139号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項に規定する医師として、次の医師を指定したので告示する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1140号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、自立支援医療（育成医療、更生医療）を担当させる機関として次のものを指定したので告示する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1141号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
第64条の規定に基づき、指定医療機関の開設者から次のとおり変更の届出があったので告示する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更の届出のあった医療機関

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1142号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（育成医療、更生医療）を担当する指定医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・ 別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1143号

令和3年6月21日さいたま市告示第1016号及び令和3年6月28日さいたま市告示第1040号において公告した一般競争入札について、次のとおり入札を中止したので、さいたま市契約規則（平成13年さいたま市規則第66号）第14条第2項の規定により公示する。

令和3年7月13日

さいたま市長 清水 勇 人

1 中止とした一般競争入札

(1) 契約整理番号 03-5553-2

工事名 常盤公民館大規模改修（建築）工事

工事場所 さいたま市浦和区常盤9丁目30番1号

(2) 契約整理番号 03-5553-6

工事名 常盤公民館大規模改修（電気設備）工事

工事場所 さいたま市浦和区常盤9丁目30番1号

(3) 契約整理番号 03-2382-10

工事名 片柳児童センター中規模修繕（電気設備）工事

工事場所 さいたま市見沼区大字東新井710番地78

2 中止とした理由

(1)及び(2) 「常盤公民館大規模改修（機械設備）工事」が不調となったため。

(3) 「片柳児童センター中規模修繕（建築）工事」が不調となったため。

さいたま市告示第1144号

次のとおり所有者の判明しない動物を収容しておりますので、さいたま市動物の愛護及び管理に関する条例第11条第1項及び同条第4項の規定に基づき公示します。飼い主は、令和3年7月20日までに返還の手続きをしてください。返還の手続きがない場合には処分します。

令和3年7月14日

さいたま市長 清水 勇 人

・ 次の表のとおり

収容日	種類	収容場所	品種	性別	毛色	年齢 (推定)	首輪の 有無	特 徴
7月 10日	猫	南区别所	雑種	メス	キジト ラ	1~2 ヶ月齢	無	
7月 13日	犬	南区大谷口	雑種	オス	茶白	3~6歳	無	
7月 13日	犬	西区中野林	柴	オス	黒	2~5歳	有	首輪：青色革製 青色リード

連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局保健部動物愛護ふれあいセンター
- (2) 電話 048(840)4150
- (3) FAX 048(840)4159

さいたま市告示第1145号

地方税法（昭和25年法律第226号）第20条の2及びさいたま市市税条例（平成13年さいたま市条例第67号）第7条の規定により、次のとおり公示送達をする。

令和3年7月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 送達をする書類

- ・ 差押調書（謄本）

2 送達を受ける者の住所・所在地及び氏名・名称

（省略）

3 その他

- (1) 送達をする書類はさいたま市長が保管し、送達を受ける者が請求したときはいつでも交付する。
- (2) 公示をした日から起算して7日を経過したとき、書類の送達があったものとみなす。

4 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所 財政局 北部市税事務所 納税課
- (2) 電話 048（646）3049

さいたま市告示第1146号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので公告する。

令和3年7月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 開発区域に含まれる地域の名称

さいたま市見沼区大字片柳字原山1089番7、1089番18

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

（省略）

3 許可番号

令和3年6月14日

第変-N2020046号

4 検査済証番号

令和3年7月14日

第完-N2020046号

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1147号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をしたので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年7月15日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第30条の11第1項の確認をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
一般社団法人日本グアム親善友好協会	グアムインターナショナルスクール	さいたま市大宮区 上小町848-2	令和3年5月6日	認可外保育施設	—
株式会社ゼフィロス	TSNDさいたま産後ケアディスプレイ	さいたま市大宮区 宮町1-5 銀座ビル7階	令和3年6月16日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
中野 明華	中野 明華	（省略）	令和3年6月1日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
古澤 朋子	古澤 朋子	（省略）	令和3年6月17日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
山岡 玲子	山岡 玲子	（省略）	令和3年6月2日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—

さいたま市告示一覧（令和3年7月1日から同月15日まで）

さいたま市告示第1148号

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退があったので、同法第58条の11の規定により別紙のとおり告示する。

令和3年7月15日

さいたま市長 清水 勇 人

子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第58条の6第1項の規定による同法第30条の11第1項の確認の辞退をした子ども・子育て支援施設等

※の欄は、個人が行う居宅訪問型事業は、プライバシー保護の観点から個人住所を非公開としております。

さいたま市

特定子ども・子育て支援提供者の名称	特定子ども・子育て支援を提供する施設又は事業所		確認の辞退の年月日	子ども・子育て支援施設等の種類	子ども・子育て支援法施行規則第28条の18第3項を満たしているか否かの別（一日8時間以上、一年200日以上開園）
	名称	所在地※			
株式会社東立	さくら保育園駒場ルーム	さいたま市浦和区 駒場2-7-3 カーザ・ディ・ルーチェ1階	令和3年5月31日	認可外保育施設	—
浅井 璃沙	浅井 璃沙	(省略)	令和3年6月25日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
安藤 愛	安藤 愛	(省略)	令和2年10月31日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
佐藤 恵子	佐藤 恵子	(省略)	令和3年6月17日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
中川 美樹	中川 美樹	(省略)	令和3年3月1日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—
西籾 智代	西籾 智代	(省略)	令和3年6月17日	認可外保育施設（居宅訪問型）	—

さいたま市告示第1149号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定をしたので告示する。

令和3年7月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 指定した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1150号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る変更の届出があったので告示する。

令和3年7月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 変更内容

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、自立支援医療機関（精神通院医療）を担当する指定自立支援医療機関の開設者から次のとおり指定医療機関等に係る更新の届出があったので告示する。

令和3年7月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 更新した医療機関

- ・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

- (1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係
- (2) 電話 048（829）1305

さいたま市告示第1152号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の指定を受けた次の医師から、身体障害者福祉法施行令（昭和25年政令第78号）第3条第2項の規定による指定の辞退の届出があったので告示する。

令和3年7月15日

さいたま市長 清水 勇 人

1 辞退の届出のあった医師

・別紙のとおり（別紙省略）

2 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健福祉局福祉部障害支援課自立支援給付係

(2) 電話 048（829）1305